

労災保険給付事務取扱手引
(船員分)

平成22年1月

厚生労働省労働基準局

目 次

I	船員保険の統合に伴う労働者災害補償保険の取扱い等	1
第1	船員保険の職務上疾病・年金部門と労働者災害補償保険の統合の基本的な考え方等	1
1	基本的な枠組み	1
2	船員法に定める支給事由が生じた場合に労災保険に定める保険給付を給付	1
第2	船員の定義等	1
1	船員保険の被保険者の範囲	1
2	船員の定義等	1
3	船員に係る請求を特別に管理することの意義	4
第3	労災保険の保険給付の対象となり得る船員の範囲	4
1	基本的な考え方	4
2	留意点	4
第4	使用する保険関係等	13
1	適用単位	13
2	労働者が請求人の場合に使用する保険関係	13
3	特別加入者が請求人の場合に使用する保険関係	13
第5	保険給付に係る経過措置	14
1	統合日前に生じた事故に係る保険給付	14
2	統合日後に発症した疾病の取扱い	14
3	統合日前の傷病の再発	14
第6	給付基礎日額等	14
1	給付基礎日額	14
2	算定基礎年額	15
第7	業務災害	15
1	業務遂行性の認められる範囲	15
2	業務上外の留意点	15
3	療養補償給付	16
4	休業補償給付	18
5	障害補償給付	19
6	遺族補償給付	19
7	介護補償給付	20
8	二次健康診断等給付	21
第8	通勤災害	21
1	基本	21
2	就業の場所	21
3	住居	21
4	就業との関連性	21
5	住居間移動	22

6	その他	22
第9	特別加入	23
1	特別加入手続き等	23
2	保険給付の事務処理の留意点	24
第10	社会復帰促進等事業	25
1	各事業に共通する留意点	25
2	各事業の留意点	25
第11	費用徴収	27
1	猶予措置	27
2	事業主に対する説明	27
3	未加入中の事故	27
4	滞納中の事故	27
5	事業主の故意又は重大な過失による事故	27
6	費用徴収の決定	28
7	徴収決定・納入告知・債権管理	28
第12	第三者行為災害に係る事務処理	28
1	船員保険の被保険者に係る労災先行の原則等	28
2	対象となる事故等	29
3	求償差し控え事案	30
4	徴収決定・納入告知・債権管理	30
II	労災保険の保険給付の調査及び審査等	30
第1	調査に当たっての留意事項等	30
1	調査の目的	30
2	調査手法	30
3	請求人等の負担軽減	32
第2	請求書の提出があった場合の審査	32
1	必須記載事項の確認	32
2	回送又は入力の実施	33
3	船員法の適用のある船舶に乗り組んでいたこと等の事実の有無等	35
4	事業主の所在地の確認等	36
5	労働者又は承認後の特別加入者であることの確認	36
6	業務災害の支給要件を満たすか否かの確認	36
7	通勤災害の支給要件を満たすか否かの確認	36
8	本省協議等の実施	37
9	支給決定等の実施	37
第3	審査請求等	37
1	労災保険給付	37

Ⅲ	参考資料	38
第1	管轄等	38
1	全国健康保険協会（協会けんぽ）	38
2	年金事務所	38
3	地方運輸局	40
4	管区海上保安部	41
第2	法令の規定等	42
1	労働者災害補償保険法（抄）	42
2	雇用保険法等の一部を改正する法律（抄）	43
3	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（抄）	44
4	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令	44
①	労働者災害補償保険法施行規則（抄）	44
5	船員法（抄）	46
6	船員法施行規則（抄）	78
7	船員労働安全衛生規則（抄）	167
8	船員保険法（抄）	203
9	港則法（抄）	208
10	港則法施行令（抄）	208
11	船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令（抄）	208
12	船舶職員及び小型船舶操縦者法（抄）	209
13	船舶の船員法適用の有無のフロー図	210
14	労災保険と船員保険の保険給付の関係整理表	218
15	上乗せ給付の計算について	218
第3	関係通達	220
	昭和34年12月21日付け「船員保険法と労働者災害補償保険法の適用に関する調整についての覚書」	220
	昭和35年2月16日付け基発第107号「「船員保険法と労働者災害補償保険法の適用に関する調整についての覚書」の交換に伴う事務処理について」	223
	昭和37年9月18日付け基発第951号「移送の取扱いについて」	226
	昭和39年4月20日付け基発第519号「請負給制によって使用される漁業及び林業労働者の平均賃金」	229
	昭和40年12月6日付け基発第1591号「特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて」	231
	昭和43年3月9日付け基発第114号「労働者災害補償保険業務の効率的運営について」	234
	昭和47年9月30日付け基発第643号「労働者災害補償保険法第25条（事業主からの費用徴収）の規定の取扱いについて」	239
	昭和48年11月22日付け基発第644号「労働者災害補償保険法の一部を改	

正する法律等の施行について」	242
・ 昭和51年1月29日付け基発第117号「船員法第1条第2項第3号の漁船の 範囲を定める政令の一部を改正する政令の公布について」	256
・ 昭和52年8月24日付け基発第481号「海外派遣者の特別加入に係る保険給 付の請求等の手続について」	268
・ 平成17年9月22日付け基発第0922001号「未手続事業主に対する費用 徴収制度の運用の見直しについて」	270
・ 平成21年7月23日付け基発0723第12号「他人の故意に基づく暴行によ る負傷の取扱いについて」	275
・ 平成21年7月23日付け基発0723第14号「緊急行為の取扱いについて」	276
・ 平成21年12月28日付け基発1228第1号「雇用保険法等の一部を改正す る法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に ついて」	278
・ 平成21年12月28日付け基発1228第2号「船員法（昭和22年法律第 100号）第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者に係る給付基礎 日額の算定の特例について」	281
・ 平成21年12月28日付け基発1228第4号「船員保険制度の統合に伴う特 別加入に関する取扱いについて」	283
・ 平成21年12月28日付け基発1228第5号「労災保険指定医療機関に係る 事務取扱いの一部改正について」	287
・ 平成21年12月28日付け基発補発1228第1号「船員保険制度の統合に伴 う特別加入に関する取扱いの詳細について」	300

I 船員保険の統合に伴う労働者災害補償保険の取扱い等

第1 船員保険の職務上疾病・年金部門と労働者災害補償保険の統合の基本的な考え方等

1 基本的な枠組み

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）により、平成22年1月1日に船員保険の職務上疾病・年金部門を労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に統合し、従来の船員保険の給付のうち、労災保険の保険給付に相当する給付は労災保険から給付を行い、労災保険の給付水準を上回る部分の給付（以下「上乘せ給付」という。）及び船員保険独自の給付は、統合後も船員保険から給付を行うこととされた。

2 船員法に定める支給事由が生じた場合に労災保険に定める保険給付を給付

今回の統合に当たっての労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）における主な改正は、第3条と第12条の8第2項である。

第3条の改正は、船員保険の被保険者（たる労働者等）について、労災保険法を適用するとする趣旨のものであり、第12条の8第2項の改正は、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）の適用が一部に限られる船員について船員法（昭和22年法律第100号）に定める災害補償事由のうち、労働基準法に定めるものと同一の事由が生じた場合に、労災保険法に定める保険給付を行うとする趣旨である。

したがって、統合後は、船員保険の被保険者のうち、労働者（特別加入者として補償の対象となる者も含む。）が新たに労災保険の対象となるという点を除き、原則として船員以外の労働者と同様の災害補償事由が生じた場合に同一の保険給付をすることになるが、船員労働の特殊性を踏まえた取扱いを一部で行うことに留意する必要がある。

第2 船員の定義等

1 船員保険の被保険者の範囲

船員保険法（昭和14年法律第73号）は、船員に対する保険であり、同法の適用のある者（船員保険の被保険者）は、船員保険法第2条に「船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員（以下「船員」という。）として船舶所有者に使用される者」と規定されている。

なお、船員保険の運用解釈において、法人の代表者及び役員であっても、船舶に乗り組む等一定の要件を満たす者については、船員保険の被保険者（強制加入）とされていることに留意する必要がある。

2 船員の定義等

船員の定義は、船員法第1条第1項において、「この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備

船員をいう」と規定されている。

したがって、同法第1条第1項の船舶に乗り組んでいる場合には、船員に当たることとなる(予備船員の場合には当該船舶に乗り組むために雇用されている)から、乗り組んでいる船舶が同法第1条第1項の船舶に当たるか否かを確認する必要がある。また、同法第1条第1項の船舶には、同条第2項で「前項に規定する船舶には、次の船舶を含まない」とし、①総トン数5トン未満の船舶、②湖、川又は港のみを航行する船舶、③政令の定める総トン数30トン未満の漁船及び④船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第2条第4項に規定する小型船舶であって、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの」が含まれないとしていることから、当該船舶に乗り組む者は、船員とはならないことに留意する必要がある(船員法の適用のある船舶に当たるか否かは、「Ⅲ 参考資料」も参照のこと)。

この場合、昭和34年12月21日付け「船員保険法と労災保険法の適用に関する調整についての覚書」(以下「昭和34年四省庁覚書」という。)において、以下のとおりの取扱いとされていることに留意して、船員法の適用のある船舶に当たるか否かを判断すること。

① 船舶の総トン数

船舶の総トン数は、船舶国籍証書、船籍票又は漁船登録票に記載された総トン数によること。

また、当該船舶が船舶国籍証書、船籍票又は漁船登録票のいずれも有していない場合には、これを受けさせること。

なお、当該船舶が沈没又は滅失等の事由により船舶国籍証書、船籍票又は漁船登録票のいずれも受けることができないときであって、総トン数を明らかにしないと保険適用が定まらない場合には、当該船舶の設計図等の資料を添え、管轄の地方運輸局に当該船舶の総トン数の算定を要請すること。

② 港のみを航行する船舶の認定

船舶が港のみを航行する船舶に当たるか否かは、運輸省海運総局船員局長発昭和12年7月16日付け海員基第107号通達により、管轄地方運輸局長が当該船舶につき、なした認定によること。

管轄地方運輸局長が認定を行っていない場合には、災害発生時において当該船舶が港のみを航行する船舶であるか否かの認定を管轄地方運輸局長に要請し、その認定によること。

③ 漁船であることの認定

漁船であるか否かは、次の各号の場合を除き、原則として当該船舶が漁船登録を有するか否かによって判断すること。

ア 漁船登録を有する船舶であっても、漁業活動以外の業務に常時使用されていると認められる場合には、漁船として取り扱わない。

イ 漁船登録を有しない船舶であっても、漁業活動に常時使用されていると認められる場合には、漁船として取り扱う。

この場合、昭和34年四省庁覚書の「漁業活動」とは、漁撈に関連する一体の作業のみでなく、臨時に、魚礁造成（船舶、コンクリート塊又は石等を海中に沈設若しくは投入して、水産動植物を対象とする工作物等を人工的に造成するものをいうが、この場合には岩礁爆破作業も含む。）等のため運搬作業に従事する場合等も含むものとして取り扱う旨の昭和35年2月16日付け厚生省保険局長、労働省労働基準局長連名通達（以下「昭和35年連名通達」という。）が発出されていることに留意すること。

また、上記のとおり、総トン数5トン未満の船舶は、通常船員法の適用がないとされているところであるが、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第22条の一括公認を受けている漁船に乗り組むために雇用されている船員その他船員法及び船員保険法（以下「船員法等」という。）の適用を受けるまき網漁船に乗り組むために雇用されている船員については、昭和51年1月12日付け「船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令の制定に際しての覚書」により、総トン数5トン未満の附属漁船に乗り組んでいる場合においても、船員法等を適用することとされていることに留意すること。

この場合、「附属漁船」（船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令（昭和38年政令第54号））の解釈については、昭和51年1月29日付け労働省大臣官房労働保険徴収課長、労政局長、労働基準局長、職業安定局長連名通達「船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令の一部を改正する政令の公布について」（以下「昭和51年連名通達」という。）により以下のとおりとされていることについても留意すること。

「附属漁船」とは、灯船、探索船、運搬船等通常単独には漁撈に従事しない漁船をいい、一カ統に属する漁船のうち総トン数10トン以上のものが1隻以上ある場合には、当該漁船（2隻以上ある場合には総トン数の大きいもの）以外の漁船を附属漁船として取り扱う」

なお、昭和51年連名通達において、船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令第2号のイ、ロについては、それぞれ以下の解釈が示されていることから、留意すること。

「政令第2号のイの「海岸から5海里以遠の海面において営む漁業に従事する期間が年間30日未満である」ことの判断は原則として直前の1年間における操業実態を基礎とするが、当該年が海況・漁況において異常年であり、判断の基礎とすることが著しく不適切である場合には、最近の正常年の操業実態を参考とすることとしていること。」

「政令第2号のロの「海岸から5海里以遠の海面において営む漁業に従事する期間が年間30日未満である」ものについては、昭和51年3月1日付けで運輸省海運局長の認定が行われることになっていること。

なお、この認定が行われた場合には、当該漁船の船舶所有者に対しては「船員法等非適用船認定書」が交付され、運輸省海運局長はこの認定書を当該漁船に備え付けるよう指導することとしていること。」

3 船員に係る請求を特別に管理することの意義

船員については、上記のとおり、災害補償事由が労災保険法第12条の8第2項において、船員以外の労働者と区別されていること、船員労働の特殊性を踏まえた取扱いを行う必要があることから、労災保険給付を適正に行うために、船員であるか否かを確認する必要がある。

また、前記のとおり上乗せ給付は、統合後も船員保険から給付することになっているが、上乗せ給付は、労災保険から保険給付が行われた場合に行うこととされており、船員保険においては、労災保険の保険給付額等を控除して給付するとされていること、当該給付は労災保険側からの情報提供がない場合には適正に行うことができないことから、船員であるか否かの確認は、被災した船員保険の被保険者に対する保険給付を的確に行うためにも必要である。

このため、船員に係る保険給付を行う場合には、後記に示すところにより船員手帳等により船員であることを確認するとともに、適切な保険関係を用いて（不）支給決定の処分を行うこと。

なお、統合後に船員保険の被保険者に対する給付事務を行う全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）に対する船員に係る労災保険給付等の情報の提供については、本省労働基準局労災補償部労災保険業務室から行うこととしていること。

第3 労災保険の保険給付の対象となり得る船員の範囲

1 基本的な考え方

船員のうち、以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する者については、労災保険の対象となり得る。

（1）労働者の場合

以下のすべての要件を満たすこと。

ア 日本国内の事業主（船舶所有者（原則として船員法の適用のある船舶を所有している者））に雇用されていること

イ 船員法の適用のある船舶に乗り組んでいるか、乗り組むために雇用されていること

（2）労働者以外の場合

以下のすべての要件を満たすこと。

なお、被災時に乗り組んでいた船舶又は乗り組むこととなっていた船舶が船員法の適用のある船舶であること。

ア 日本国内の事業であること

イ 中小事業主等又は一人親方等に当たること

2 留意点

（1）船員であること

ア 船員に該当すること

船員とは、船員法第1条に規定する船員のことであるが、具体的には日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並び

に予備船員がこれに当たり、職種を問わない。

日本国内の事業主に雇用されて船舶に乗り組んでいるものの、船員法第1条に規定する船員に当たらない場合は、船員法の適用がなく、労働基準法の適用がある。

したがって、このような者については、労災保険の適用はあるものの、本手引に定める船員労働の特殊性を踏まえた取扱いの適用にならない。

イ 具体例

(ア) 該当する例

船員法の適用のある船舶の中にある飲食店で働いている労働者（労災保険の適用があり、船員にも当たるので、船員労働の特殊性を踏まえた取扱いを考慮する必要がある。）。

(イ) 該当しない例

湖のみを航行する遊覧船に乗り組み、船舶を操舵している者（労災保険の適用はあるが、船員には当たらないことから、船員労働の特殊性を踏まえた取扱いを考慮する必要なし。）。

ウ 船員法の船員と船員保険の被保険者であることの異同

船員法に定める船員は、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員であり、日本国内の事業主に雇用されているか、外国の事業主に雇用されているかを問わない。

他方、船員保険の被保険者は、文言上は船員の範囲と同一であるかのように規定されているが、強制保険という性格上、日本国内の事業者には雇用されている者に限るとされている。

また、船員法の場合、労働者か事業者かは区別されていないが、船員保険法の場合には、事業の主体が法人の場合にのみ、その代表者は船員保険の被保険者となる（なお、中小事業主等のように、統合後は船員保険の被保険者でない者も特別加入できる場合があり、特別加入すれば保険給付の対象となり得る者となる。）。

(2) 日本国内の事業主（船舶所有者（原則として船員法の適用のある船舶を所有している者））に雇用されていること

ア 日本国内の事業主（船舶所有者（原則として船員法の適用のある船舶を所有している者））であること

(ア) 日本国内の事業主とは

労災保険法は属地法であり、日本国内の事業主にのみ適用される。

日本国内の事業とは、日本国内に独立した実態を有する本店、支店、営業所、事務所又は工場等（以下「本店等」という。）を置く事業という意味であり、海外にのみ当該本店等を有し、日本国内に当該本店等を置いていない事業（以下「外国事業」という。）は含まれず、外国事業の事業主が雇用している者には労災保険は適用されない。

したがって、外資系であっても日本国内に本店等を置いている場合には、その労働者には労災保険の適用があり、反対に日本法人の海外子会社に雇用

された労働者には労災保険の適用はない。

(イ) 船員法の適用のある船舶とは

船員法の適用のある船舶は、船員法第1条第1項及び船員法施行規則第1条においてその原則が定められ、船員法第1条第2項、船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令及び船員法施行規則第1条の2において上記の原則の例外が定められている。

また、船員とは船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる者であることから、原則的には当該船舶に乗り組んでいる場合には、職種を問わず船員となる。

しかしながら、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる者すべてが労災保険の適用とはならない。

たとえば、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる者は、原則としてすべて船員であるが、外国事業の事業主が雇用した者は、船員法の適用のある船員ではあるものの、労災保険法も船員保険法もともに、属地法であることから、適用がない。

また、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいない者も船員になることがあることにも留意する必要がある。

すなわち、船員には、予備船員も含まれるところ、予備船員とは、船員法第2条第2項において船員法の適用のある「船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないものをいう」と定義されていることから、実際に船舶に乗り組んでいない者が含まれるからである。

なお、外国籍の船舶であって、船員法の規定を満たさない船舶に乗り組んでいる場合も予備船員として認定されることがあること（下記（6）のイのFOC船参照。）。

(ウ) 船舶所有者とは

a 基本的な考え方

船舶の所有者のことであるが、船員保険法第3条の規定により、船舶における労務の提供を受けるために船員を使用している者も同様に扱われる。

たとえば、①船舶を共有している場合には船舶管理人、②船舶貸借の場合は船舶借入人、③船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合は当該者がそれぞれ船舶所有者となる。

b 暫定任意適用事業に係る改正

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第296号）により、労災保険の暫定任意適用事業の範囲から船員保険の適用となっている「船員法第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業」（以下「船員使用の事業」という。）を除くとされた。

したがって、上記の改正により、船員法の適用のある船舶所有者が当該船舶を使用して行う事業に、1人でも船員たる労働者を使用している場合には、労災保険が強制適用となる。

また、上記の船舶所有者には、船員保険法第3条の規定により船舶所有者とされる者も含まれるとされていることから、下記cの事業主が船員たる労働者を1人以上使用している場合も同様である。

なお、この改正は、船員法の適用のある船舶を所有している場合にのみ適用され、労働基準法の適用のある船舶を所有している者は対象外であることに留意する必要がある。

c 船舶を所有している者以外の者

船舶内の売店のように、船舶内で事業を営み、船員たる労働者を使用している場合には、当該事業主は、船員法上の船舶所有者として取り扱われる。

労働者は、船員保険の被保険者であるとともに、労災保険が適用される。

d 具体例

(a) 該当する例

日本の領海を遠く離れた公海上を航行する自社所有の船舶に、その雇用している船員を乗り組ませている日本国内に本店を持つ事業主

(b) 該当しない例

日本の港を目指して航行する船舶にその雇用している船員を乗り組ませている外国に本店等を持つ事業の事業主

(3) 労働者であること

ア 船員のうち労働者性のある者とは

(7) 海員及び予備船員

船員法第2条第1項は、「この法律で海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう」と規定していること、同条第2項は、「この法律で予備船員とは、前条第1項に規定する船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないものをいう」と規定していることから、船員法第1条に規定する船員のうち、海員及び予備船員については、通常の場合、労働基準法上の労働者と同様と考えてよい。

なお、船舶所有者の家族で、提供した労働の対象として報酬が支払われない者、すなわち、雇用関係のない者は、船員法第2条第1項にいう海員ではない。これに対し、家族船員でも、報酬を支払われる者、すなわち、雇用関係のある者は、海員であることに留意すること。

(1) 船長

船員法第1条に定める船員のうち、船長については、船員法に基づく指揮命令権などの権限が付与されているものであり、また、船舶所有者が自ら船長として乗り組むことがあることから、労働基準法上の労働者と直ちに判断することはできない。

したがって、船長については、実態として事業主である船舶所有者との間に使用従属関係が認められるか否かを調査の上、労働者性の有無を判断することとし、都道府県労働局（以下「労働局」という。）において判断が困難な場合にあつては、本省労働基準局労災補償部補償課業務係に協議すること。

イ 船員法の雇入契約等について

船員法は、雇入契約の成立等があつた場合には、当該事項等を届け出なければならないことを定めている（これを「雇入契約の公認」と呼ぶことが多いが、成立した契約を事後に行政庁に届け出るものに過ぎない。）。

この雇入契約は、民法上の雇用契約（労働契約）とは異なり、継続した雇用契約の存続期間中、特に一定期間を限って乗船労務に服することを内容とする契約であり、雇入契約の終了は必ずしも雇用契約の終了を意味するものではないことに留意する必要がある。

なお、上記のとおり、雇入契約は、一定期間を限って乗船労務に服することを内容とする契約であるところ、被災時に特定の船舶に乗っていたかを確認するためには有用であり、その点を船員手帳で確認すること。

ウ 具体例

(ア) 該当する例

雇入契約の公認は未だ受けていないものの、日本国内の事業者から雇用されたことが明らかな労働者（労災保険の適用があり、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる場合には、船員労働の特殊性を踏まえた取扱いも考慮する必要がある。）

なお、船員保険の被保険者に当たるか否かは、協会けんぽ船員保険部の解釈・運用を尊重する必要があるが、労働者に当たるか否かは当方の解釈により判断すること。

(イ) 該当しない例

法人の代表者又は業務執行者（以下「法人の代表者等」という。）は、船員保険においては、労働者と区別なく強制加入の対象であるが、労災保険法上は、労働者性が認められないのが通常であり、特別加入していない場合には労災保険（法）の適用はない。（本来、特別加入は任意の制度であるが、船員保険は今後も存続すること、船員保険の上乗せ給付は基本的に労災保険から保険給付された場合に給付されることから、船員保険の被保険者たる法人の代表者等の船舶所有者は、特別加入することが強く推奨される。）。

なお、船員保険の被保険者たる法人の代表者等の船舶所有者であつて、特別加入していない者を把握した場合には、労働保険適用徴収担当部署と連携の上、加入を勧奨すること。

(4) 船員法の適用のある船舶に乗り組んでいるか、乗り組むために雇用されていること

ア 乗り組むこと

「乗り組む」の意義について、以下のとおりの取扱いとする運輸省船員局労働基準課長通達（昭和38年6月1日付け員基第95号）が発出されているこ

とから、当該通達を踏まえて「乗り組む」に当たるか判断すること。

「船員法第1条の「乗り組む」とは、船舶共同体の一員として船内航行組織（船内作業組織）に継続的に加入することであって、生活の本拠が船舶内にあること（船内に常住すること）を必須の要件とするものではない。また、物理的に乗船していても、「乗り組む」に該当しない者は、船員法の船員ではない。

具体的な事例について「乗り組む」に該当するか否かは、次の基準によるものとする。

① 試運転中の船舶に乗船する者

試運転中の船舶には、通常船内航行組織が未だ形成されていないとみられるから、乗船していても「乗り組む」には該当しない。

② 気象観測員

気象観測船が観測を任務とする以上、年間継続であると、期間毎の継続乗船であるとを問わず、気象観測員は船員である。

③ サルベージ船の作業員

サルベージ船は、船舶の救助、引揚げを任務としているものであり、サルベージ作業も船内作業の1つであるから、乗船してサルベージ作業に従事することとされている者は船員である。

④ セメントタンカーの袋詰作業員

セメントタンカーの用途からいって、袋詰作業は船内作業の1つであるから、継続的に乗船する袋詰作業員は、船員である。

⑤ 上乘検数員

船側（シップサイド）の検数業務は、船内作業の一部であるから、継続的に乗船する検数員は、船員である。

⑥ 用船事務長・員

船内で事務長・員としての業務に従事する以上、用船事務長・員は船舶所有者（使用者）の如何を問わず、船員である。

⑦ 機関保証技師

機関保証技師は、新造船に乗船して機関の整備等について指導助言を行うものであり、船内航行組織に加入しているとは認められないから、船員ではない。

⑧ 便乗商社員・貿易事情調査員

これらの者は、海外渡航手続上の便宜のため乗船しているものであり、船内作業組織の一員ではなく単なる便乗者と考えられるから、船員ではない。」

さらに、昭和34年四省庁覚書において、以下のとおりの取扱いとされていることから、当該取扱いも踏まえて、判断すること。

「労働契約に基づき船舶内において労働に従事する者は、原則として当該船舶に乗り組む者として取り扱うが、たとえば、左に掲げる場合等には、船舶に乗り組んでいる者として取り扱われない。

① 試運転を行う新造船において勤務する造船所の技師、ぎ装完成前に他の造船所に回航される新造船において勤務する造船所の技師のように、労働

基準法の適用を受けている労働者が船員法の適用を受ける船舶内で短期間勤務する場合

- ② 観光会社の事務員が、通訳又はアルバイトとして連日観光船に乗船するが、1日の乗船時間が短く、1日の労働時間の大部分を陸上の事務員として過ごしている場合のように、労働基準法の適用を受けている労働者が船員法の適用を受ける船舶内で勤務するが、主たる勤務場所は陸上にあると認められる場合」

イ 船員法の適用のある船から適用のない船に移った場合の取扱い

船員法の適用のある船から適用のない船に移った場合の取扱いについては、昭和34年四省庁覚書において、以下のとおりの取扱いとされていることを踏まえて取り扱うこと。

「船員保険法の適用を受ける船舶に乗り組む労働者及び労災保険法の適用を受ける船舶に乗り組む労働者が、作業中、同一の使用者又は同一の組に属する他の船舶に移ったときには、その作業中の災害は、その発生場所の如何を問わず、被災労働者の出港時に所属する船舶に適用される法律によって保険給付を行うこと。これがため、使用者は出港時において各船舶に所属する労働者を明確に区分しておくよう指導すること。

なお、右の場合において、他の船舶の乗組員に事故があり、その補充として以後継続、かつ、恒常的に移った場合のように、当該労働者の所属する船舶が変更されたことが明らかに確認された場合には、新たに所属した船舶に適用される法律の適用を受けるものとして取り扱うこと。」

なお、上記の覚書に関して、昭和35年連名通達において以下の解釈が示されていることから、留意すること。

「② 覚書の「同一の組に属する」とは、複数以上の船舶が協同して、同時に、同一の目的のもとに作業を行う場合のことであって、船舶所有者又は使用者を異にする場合を含むことに留意すること。

- ③ 覚書の「出港時に所属する船舶」とは、船舶が運航、操業のために出港するときに、当該労働者が当該船舶の所属労働者であったか否かのことであって、たとえば、労災保険法の適用を受ける船舶の所属労働者に事故があつて、船舶所有者又は事業主の特命により、同一船舶所有者又は同一事業主に属する船員保険法の適用を受ける船舶に所属する船員が、所属船舶を変更されることなく、短期間、臨時に労災保険法の適用を受ける船舶に移り移って、出港する場合を含まない。すなわち、この場合には、当該船員に対し、船員保険法が継続して適用されるよう取り扱われる。」

ウ 乗り組むために雇用されていること

船員法に定める船員は、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員であり、船舶に乗り組むために雇用されている場合には、現に船舶に乗り組んでいないときでも、原則として予備船員として取り扱われる。

しかしながら、予備船員を陸上で勤務させる場合、その労働の実態が「船舶

に乗り組むために雇用されている」ことと矛盾するようなときは、予備船員ではなく、労働基準法によって規律されるべきであるとの船員保険法の取扱いから、そのような場合には協会けんぽ船員保険部の見解を踏まえ、船員法に定める船員か船員以外の労働者として取り扱うか否かを判断すること。

(5) 特別加入者であること

船員保険の統合に伴う特別加入の範囲の拡大や加入手続については、平成21年12月28日付け基発1228第4号「船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いについて」及び平成21年12月28日付け基労補発「船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いの詳細について」（以下「補償課長通達」という。）によること。

ア 特別加入の範囲

(7) 中小事業主等

平成22年1月1日以降、新たに「船員使用の事業」として適用を受ける事業についても、中小事業に該当する場合には、特別加入が可能であること。

この場合、中小事業主等の判断の留意点について、補償課長通達が①労働者数の判断に係る留意点として、事業ごとの労働者数ではなく企業全体の労働者数によって中小事業主等に当たるか判断すること、②事業の種類別の判断の留意点として、事業の区分は日本標準産業分類によること等としていることを踏まえて、判断すること。

(イ) 一人親方等

一人親方等については、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令(平成21年厚生労働省令168号)により、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。)第46条の17第7号として、新たに「船員法第1条に規定する船員が行う事業」を追加し、併せて第3号は「漁船による水産動植物の採捕の事業(第7号に掲げる事業を除く。)」と改められたので、「船員法第1条に規定する船員が行う事業」を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びその事業に従事する者であって、労働者でない者については、事業の種類を問わず、第7号の事業により特別加入することになること。

このため、第3号の規定による特別加入者は、労災保険法第35条第1項及び労災則第46条の22の2の規定により、通勤災害の適用がないのに対して、第7号の規定による特別加入者は、通勤災害の適用があり、また、両方で労災保険率が異なること。

イ 具体例

(7) 一人親方等

a 該当する例

- ① 船員法の適用のある船に乗り組み、貨物運送の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする船員
- ② 船員法の適用のある船舶に乗り組み、小売りの事業等(売店)を労働

者を使用しないで行うことを常態とする船員

b 該当しない例

船員法の適用のない船舶に乗り組み、旅客運輸の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする船員

(6) 特殊な船舶の取扱い

ア (新) マルシップ

マルシップとは、日本法人等が所有する船舶（日本船舶）を外国法人等に貸渡し（裸用船）、当該外国法人が外国人船員を乗り組ませたものを貸渡人たる日本法人等が、チャーターバック（定期用船）したものであり、日本船籍の船舶である。

マルシップには、日本国内の事業者が雇用した者と外国法人が雇用した者が混在することがあるが、この様な当該船舶を特に「新マルシップ」として区別することがある。

この場合、日本国内の事業者が雇用した者については労災保険の適用があり、外国法人が雇用した者については労災保険の適用はない。

また、船員保険における運用では、地方運輸局の雇入契約の公認がされることを要件としているが、労災保険においては、事業主が日本国内の事業であること及び当該事業主に労働者として雇用されていることが要件であり、日本船舶たるマルシップに乗り組んでいる者について、当該要件が確認できた場合には、被災時において地方運輸局の雇入契約の公認がされていないときであっても、労災保険の適用があるものとして取り扱うこと。

イ FOC船

FOCとは、「Flag of Convenience」の略であり、FOC船とは便宜置籍船のことである。船舶の所有権や管理者が、掲げている旗の国（パナマ、リベリア、キプロスなどが多い。）とは別の国にある場合、その船舶はFOC船と呼ばれる。

当該船舶に乗船している船員たる労働者については、日本船籍ではない外国船籍の船舶、すなわち、原則として船員法の適用がない船に乗り組んでいることから、本来船員法の適用はなく、労災保険法第12条の8の規定の適用もないことになる。

しかしながら、当該労働者が日本国内の事業に雇用されていることが確認された場合（日本国内の事業である船員派遣元事業主が派遣船員を雇用している場合を含む。）には、原則として労災保険の適用があり、海外に出張しているものとして取り扱い、業務に従事している際に災害が生じ、当該災害が労災保険法第12条の8第2項に規定する船員法所定の災害補償事由に当たるものであるときには、船員法所定の災害補償事由が生じたものとして取り扱うこと。

ただし、地方運輸局長が、予備船員として認定していない者又は派遣船員にあつては、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）の規定により予備船員とみなされない者については、本省労働基準局労災補償部補償課業務係に協議を行うこと。

第4 使用する保険関係等

船員に係る保険給付等の情報については、本省労働基準局労災補償部労災保険業務室から協会けんぽ船員保険部に提供することになっている。これは、成立している保険関係の業種により、船員法第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業（以下「船員使用の事業」という。）であるかを判別することにより行われるものであることから、保険給付に当たっては、使用する保険関係を的確に選定すること。

なお、船員使用の事業については、船舶単位で保険関係が成立していないこと等から、被災労働者等からの聴き取りに当たっては、被災労働者の最寄りの労働基準監督署（以下「監督署」という。）に出張して行う等の配慮を可能な限り行うこと。

1 適用単位

船員使用の事業に係る労災保険の適用は、原則として他の業種と同様に事業単位で行うものであり、また、継続事業として取り扱われる。したがって、事業単位であることから、企業単位ではなく、地域的に離れている支店等がある場合には、原則として船舶が所属する支店単位で適用され、当該支店を管轄する監督署が請求に係る調査及び処分を行う（例外については、下記2以下を参照。）。

2 労働者が請求人の場合に使用する保険関係

保険給付の請求に当たり使用する保険関係については、次によること。

(1) 原則的な取扱い

被災した船員たる労働者が乗り組んでいた船舶が所属する事業について成立している保険関係。

(2) 特殊な船舶に乗り組んでいる場合の取扱い

F O C船の場合、被災した船員を雇用している又は雇用していた事業について成立していた保険関係。

なお、派遣船員として乗り組んでいる者については、派遣元の事業の保険関係（ただし、1人でも船員を使用している場合には、船員使用の事業に該当することに留意すること。）。

(3) 船内の事業に雇用されている場合の取扱い

被災した船員が雇用されていた事業について成立していた保険関係

なお、1人でも船員を使用している場合には、船員使用の事業に該当することに留意すること。

3 特別加入者が請求人の場合に使用する保険関係

保険給付の請求に当たり使用する保険関係等については、次によること

(1) 中小事業主等

ア 原則的な取扱い

被災した船員たる船舶所有者が乗り組んでいた船舶が所属する事業について成立している保険関係。

イ 船内の事業を営んでいる場合の取扱い

被災した船員たる船舶所有者が船内で営んでいる事業について成立している保険関係。

ウ 船員法の適用のある船舶と労働基準法の適用のある船舶のいずれも所有している事業主の場合

アのとおり、被災した船員たる船舶所有者が乗り組んでいた船舶が所属する事業について成立している保険関係を使用することになることから、いずれの船舶に乗り組んでいる際の災害について補償を受けることを希望する場合には、いずれの事業についても特別加入する必要がある。

(2) 一人親方等

一人親方等については、特別加入団体の保険関係を使用すること。

なお、中小事業主等と同様に、船員法の適用のある船舶と労働基準法の適用のある船舶のいずれも所有している一人親方等の場合、いずれの船舶に乗り組んでいる際の災害について補償を受けることを希望する場合には、いずれの事業についても特別加入する必要がある、被災した船舶に係る特別加入団体の保険関係を使用すること。

第5 保険給付に係る経過措置

船員保険法の保険給付に係る経過措置は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条に定められており、当該附則に関して解釈権限を有する厚生労働省保険局において以下のとおり運用とするとされていることを踏まえ、対応すること

1 統合日前に生じた事故に係る保険給付

統合日前に生じた負傷、疾病に係る保険給付は、統合後も引き続き労災保険の給付に相当する部分も含めて船員保険（協会けんぽ）から保険給付される。

2 統合日後に発症した疾病の取扱い

統合日後に発症した疾病であっても、統合日前の業務上のばく露が原因であると認められる場合には、労災保険の給付に相当する部分も含めて船員保険（協会けんぽ）から保険給付される（治ゆ後等の労災保険の個別の保険給付を前提とした社会復帰促進等事業の対象にもならないことに留意すること。）。)

3 統合日前の傷病の再発

統合日前に傷病にかかり、統合日後に当該傷病が再発した場合は、労災保険の給付に相当する部分も含めて船員保険（協会けんぽ）から保険給付される。

第6 給付基礎日額等

1 給付基礎日額

船員についても船員以外の労働者と同様、給付基礎日額を算定し、当該額を基礎として支給額を算定すること。

なお、その基本的な考え方は、以下のとおりである。

以下の①及び②の場合には、労働基準法第12条第1項から第6項までに定める

方法により、算定事由発生日以前1年間について算定することとした場合における平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすること（詳細については、平成21年基発1228第2号「船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者に係る給付基礎日額の算定の特例について」を参照のこと。）。

③の場合には、昭和39年4月20日付け基発第519号「請負給制の漁業及び林業労働者の平均賃金」の記の1及び2を準用することとなること。

- ① 基本となるべき固定給の額が乗船中において乗船本給として増加する等により変動がある賃金が定められる場合
- ② 基本となるべき固定給が下船することによりてい減する賃金を受ける場合及び基本となるべき固定給が乗下船にかかわらず一定であり、乗船することによって変動する諸手当を受ける場合
- ③ 請負給制（定額給制のものでも相当額の歩合給が併給されているものを含む）によって使用される者の場合

2 算定基礎年額

特例は設けられておらず、船員以外の労働者と同様に算定すること。

第7 業務災害

1 業務遂行性の認められる範囲

船舶は就業の場であるとともに日常生活を送っている場所でもあること、船舶に乗り組んでいるときには、船長の許可なく船舶から下船できないことなど、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる間（下記2の（1）のオの場合を除く。）は、船長の管理下にあると認められることから、恣意的行為等積極的な私的行為以外は業務遂行性が認められるものとして取り扱う。

雇入契約が終了した後の下船時の業務遂行性については、船員以外の労働者と同様に扱うこと。

2 業務上外の留意点

(1) 負傷

ア 原因不明の災害

原因不明の災害については、間接的な関係事実等に基づき、経験則上最も合理的な説明のできる推論を採用し、業務起因性の有無を推定するとされており、具体的には、業務遂行性が推定された場合には、経験則に反しない限り業務起因性があると推定するのが合理的であるとされている。

船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる間は、前述のとおり、業務遂行性があるものとして取り扱われることから、その間に原因不明の災害が生じた場合には、経験則に反しない限り業務起因性があると推定すること。

イ 沈没した場合

船舶や航空機の遭難により乗組員が被災した場合には、その乗組員としての

業務の性質上、それが台風等の天災によるものであっても、一般に業務起因性が認められること、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる間は、恣意的行為等積極的な私的行為以外は業務遂行性が認められるものとして取り扱われることから、当該行為が認められる場合を除き、業務上の災害として取り扱って差し支えないこと。

ウ 緊急行為

船員は、船員法第39条第3項により「雇入契約が終了したときでも、船員は、人命、船舶又は積荷の応急援助のために必要な作業に従事しなければならない」とされ、また、同法第12条及び第21条の規定により「船長が人命、船舶、航空機又は積荷の救助に必要な手段をとるのにあたり、上長の命令に従うべきこと」とされ、当該義務を履行しなかった場合には、懲役刑が科されることに留意の上、平成21年7月23日付け基発0723第14号「緊急行為の取扱いについて」により業務上外の判断を行うこと。

エ 他人の暴行

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号）に規定する「海賊対処行動を行う海上の区域」に該当しない場合においても、平成21年7月23日付け基発0723第12号「他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて」により、業務上外の判断を行うこと。

オ 下船時の行為

船舶の修繕、必要品の補充等船舶所有者の命令（船長が命令を行った場合も含む。）を受けて、雇入契約が成立している間に下船して行動する場合（予備船員を除く。ただし、予備船員としてFOC船に乗り組んでいる場合はこの限りではない。）には、出張として取り扱うこと。

したがって、積極的な私的行為にあたらぬ限り、通常の又は合理的な範囲内における行為（食事等）も含めて業務に従事していたものとして取り扱うこと。

(2) 疾病

脳・心臓疾患事案等業務上疾病については、船員以外の労働者と同様に、認定基準等により業務上外の判断を行うこと。

また、船員から、疾病に罹患したとして請求があった場合において、それが新しい疾病等に当たる場合には、本省労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室へ協議すること。

3 療養補償給付

(1) 請求手続

船員に係る療養補償給付の請求手続は、船員以外の労働者と同様である。

なお、船員に係る療養を実施する特殊な診療所として船舶内に設置された診療所（以下「船内診療所」という。）があるが、船内診療所であっても労災指定医療機関となっているものについては、現物給付を行うこととされており、その請求手続は通常の場合と基本的に同様であるが、船舶の特殊性から、療養補償給付

たる療養の給付請求書の提出の時期は本邦に帰還後遅滞なく提出することで差し支えないこととしている（平成21年12月28日付け基発1228第5号「労災指定医療機関に係る事務取扱いの一部改正について」参照。）。

(2) 給付内容

船員に係る療養補償給付の内容は、船員以外の労働者と同様あり、また、上乗せ給付は設けられていない。

なお、職務上の傷病に対する独自給付として「自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給」があるが、当該給付は船員保険から支給される。

また、船内診療所においては、「診察」、「薬剤又は治療材料の支給」及び「処置、手術その他の治療」に限定されることに留意すること。

(3) 診療費算定基準

船員に係る労災診療費についても、労災診療費算定基準（昭和51年1月13日付け基発第72号、最終改定平成20年3月31日付け基発第0331018号）に基づいて算定すること。

(4) 外国の医療機関での療養

船員が洋上で業務上災害を被った場合に、療養のため外国に一時的に寄港し、医療機関を受診する場合がある。

この場合の請求手続、添付書類、内容の審査、支給手続等については、昭和52年8月24日付け基発第481号中、「派遣元の事業の事業主」を船舶所有者と読み替えるとともに、同通達の請求手続及び支給手続のうち、事業主を経由するとの定めを除いて、同通達を準用し、事務処理を行うこと。

なお、以下の点に特に留意すること。

① 療養補償給付たる療養の費用については、所轄の監督署において請求額に相当する額を支払うこととなるが、当該診療内容等については、事前に労働局に設けられている医療審査委員会等において医学的審査を行うこと。

② 審査に当たっては、我が国又は外国における医学常識に照らして妥当と認められるか否かによって判断することとし、必ずしも現行の労災保険における取扱いに準拠する必要はないが、請求内容について疑義が生じた場合には適宜、本省労働基準局労災補償部補償課医事係へ照会すること。

③ 事業主が、立替払いをしている場合には、昭和43年3月9日付け基発第114号「労働者災害補償保険の効率的運営について」による受任者払いとすることとして差し支えないこと。

(5) 移送費の取扱い

移送費については、原則として昭和37年9月18日付け基発第951号（最終改正平成20年10月30日付け基発第1030001号）「移送の取扱いについて」（以下「移送通達」という。）に基づいて支給すること。また、洋上で被った災害であって、災害発生後、近隣の港に寄港した場合については、移送通達の記の1の（1）の「災害現場」を「寄港地」と読み替えること。

ただし、外国で療養している者の転医については、その可否を含めて個別に判断する必要があることから、請求人を含む関係者から相談があった場合には、

療養上の必要性から個別に判断する旨の説明をし、請求があった場合には、労働局を通じて、速やかに本省労働基準局労災補償部補償課医事係へ協議すること。

4 休業補償給付

(1) 基本的な考え方

船員に対する保険給付は、労災保険法第12条の8第2項の規定により、船員法第91条第1項に規定する災害補償事由が生じた場合に行うとされているが、実際には同法第91条第1項にあっては、労働基準法第76条第1項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限るとされているので、結局、船員以外の労働者と同様に、「療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合」に支給することとなる。

なお、船員については、船員保険法において、労災保険給付を上回る給付を行うこととしている（例：4か月間は標準報酬日額の100%を支給。）。その後も労働協約等により企業内労災補償が行われることがあるが、通常は標準報酬の100%となるように支給される。

これは、労災保険給付に上積みして給付される趣旨であるから、原則として労災保険法第64条第2項の規定に基づく支給調整を行う必要はない。

ただし、労働協約等の文面上、労災保険給付相当分を含む趣旨であることが明らかである場合には、支給調整を行うこと。

(2) 休業の要件等

(1) のとおり、船員についても船員以外の労働者と同じ支給事由が生じた場合に、同じ保険給付を行うことで足り、一般的労働不能の考え方についても船員以外の労働者と同様に取り扱うこと。

なお、傷病の程度が軽く、後遺症状が残らないことから、船員に復帰することが客観的に可能であり、現に療養中で治療効果がある者について、主治医が休業の必要性を認めている場合には、休業の要否については、上記の考え方に立ちつつも、主治医の意見を踏まえつつ判断を行うこと。

(3) 船内の補償

船員法第57条の規定により、業務上か否かを問わず「船員は、負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても、雇入契約存続中給料」等を請求することができることとされており、当該義務が履行されているのが通常であることから、「業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないため賃金を受けない」要件を満たすことはまれである。

また、船員保険法第106条が、「船舶内にいるとき」は療養の給付及び移送費を除いて保険給付は行わず、船舶所有者の災害補償責任の履行に委ねられていることと同様、療養を行っていない等休業補償給付の支給事由を満たさない期間の災害補償は、船舶所有者によって履行されるものである。

(4) 参考

本給付については、船員保険独自の給付として1日～3日分の休業手当が設け

られている。

また、①4か月以内の期間や、②療養開始後1年6か月を経過した期間について、上乗せ給付が設けられている。

5 障害補償給付

船員法第92条本文に規定する災害補償事由が生じた場合に支給を行うことになるが、この事由とは、労働基準法第77条に規定する災害補償事由と同一であることから、船員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、なお身体に障害が存するときに、船員以外の労働者と同様に労災保険の障害認定基準に従って、障害認定を行うこと。

また、障害補償給付に係る船員保険法の運用については、労災保険と同様である。なお、本給付については上乗せ給付がある。

6 遺族補償給付

(1) 支給事由

船員法第93条に規定する災害補償の事由が生じたときに支給を行うことになるが、この事由とは、労働基準法79条に規定する災害補償の事由と同一であることから、船員が業務上死亡した場合に、船員以外の労働者と同様に保険給付を行うこと。

(2) 留意すべき事項

ア 行方不明の場合の取扱い

(ア) 労災保険法第10条

船員の死亡災害に係る事故の類型は、海中への転落や沈没といったものが多く、行方不明になる者も多い。

こうした者の場合、民法（明治29年法律第89号）上は、第30条の規定により、船舶が沈没した後、その他の危難が去った後、1年間生死が明らかでないときに、家庭裁判所は失踪宣告をすることができることになっている。

しかし、同制度によっては、迅速な救済に欠けるきらいがあることから、労災保険法第10条において、

① 船舶が沈没等した際に現にその船舶に乗っていた労働者

② 船舶の航行中に行方不明となった労働者の生死が3か月間不明な場合等には、

当該船舶が沈没等した日又は労働者が行方不明となった日に、労働者が死亡したものと推定する旨の規定があることから、遺族補償給付、葬祭料の請求があった場合には、当該規定を踏まえ、迅速に処理を行うこと。

また、当該規定は、行方不明を死亡と「みなす」ものではなく、推定するものであることから、遺族補償給付等を支給後、生存していることが明らかとなった場合には、回収することになることをあらかじめ請求人に丁寧に説明しておくこと。

なお、不正受給の防止のため、死亡を推定した日、すなわち、船舶が沈没した日又は労働者が行方不明になった日から1年半を経過した時点において、受給者から戸籍の謄本を徴する等により死亡届又は下記による死亡の報告が行われていることを必ず確認すること（年金受給者にあつては、初回の年金定期報告書の添付資料により当該事実を確認することで足りる。）。

確認の結果、死亡届等がなされていない場合には、被災労働者の生存の有無を確認するとともに、速やかに保険給付の詐取が行われていないか調査を行うこと。調査の結果、不正受給であると認めるときには、費用徴収を行うとともに、原則として詐欺罪等での告発、当該告発についての記者発表を行うこと。

(イ) 死亡認定制度

海上保安庁においては、海難による行方不明者の死亡認定を以下の要件を満たす場合に行っている。

- ① 海上保安庁が取り調べた行方不明者であること
- ② 行方不明者の親族から死亡認定の願出があつたこと
- ③ 死亡を確認するに足る物的又は人的証拠があり、さらに周囲の状況をも考慮するとき生存の疑いのないものであること（単に消息を絶ち生死不分明では足りない）
- ④ 海難発生時から3か月以上経過したものであること

海上保安庁は、本死亡認定制度に基づき、死亡の認定を行ったときには、死亡地の市町村長に死亡の報告を戸籍法（昭和22年法律第224号）第89条の規定に基づき行っている。

当該報告には、戸籍法第86条第2項の規定に基づく事項を記載しなければならないとされていることから、当該事項に係る市町村長の証明書を労災則第15条の2第3項第1号の書面として請求書に添付させること。

なお、海上保安庁は、死亡認定を願ひ出た親族にもその結果を報告することとなっていることから、当該報告に「死亡の年月日時分及び場所」及び「死亡の事実を証すべき」事項が記載されている場合には労災則第15条の2第3項第1号後段の「これに代わるべき書類」として取り扱って差し支えないこと。

イ その他

本給付については、船員保険の上乗せ給付がある。

7 介護補償給付

介護補償給付については、船員法に該当する規定はなく、船員以外の労働者と同様に労災保険法第12条の8第4項の規定による支給事由が生じた場合に、労災保険法所定の保険給付が支給される。

なお、介護補償給付については、労災保険法と改正前の船員保険法の規定は同一であることから、上乗せ給付は設けられていない。

8 二次健康診断等給付

二次健康診断等給付については、船員法及び船員保険法に該当する規定はなく、また、労災保険法第26条においては「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断」のうち、一定の要件を満たすものが行われた等の支給事由を満たす場合に、支給されること、船員については、労働安全衛生法に基づく健康診断が行われることはないことから、二次健康診断等給付の対象とはならない。

第8 通勤災害

1 基本

船員に係る通勤災害については、船員以外の労働者と同様に、労災保険法第7条第2項の要件を満たすものが支給される。

なお、船員労働の特殊性を踏まえ、下記のとおり、船員（予備船員を除く。）については、就業との関連性及び住居間移動について、特例的な取扱いを設けているので、留意すること。

2 就業の場所

船員以外の労働者と同様に、「業務を開始し、又は終了する場所」をいうものである。

したがって、船員の場合、船舶、船舶所有者の事務所、出港準備のための作業場等が就業の場所に当たること。

なお、出港準備のために港に着くまでの間に、出港に必要な物資を購入して船舶に行くことになっている場合には、当該物資を最初に購入する場所が就業の場所に当たること。

3 住居

船員以外の労働者と同様に、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となる場所を指すものである。

したがって、就業の必要性があって、船員が家族の住む場所とは別に、船員が出港前の準備、入港後の整理のために港の近くに借りたアパート又はドック入りしている船舶の船員がドックに通うために宿泊しているドックハウス等も住居に当たる。

また、出入港地において、自宅が遠隔地にあり、かつ、時間的に余裕がない出入港時や、台風などの自然現象等の不可抗力的な事情により、一時的に通常の住居以外の場所に宿泊するような場合には、やむを得ない事情で就業のために一時的に居住の場所を移していると認められるので、当該場所を住居と認めて差し支えないこと。

4 就業との関連性

就業との関連性とは、移動行為が業務に就くため又は業務を終えたことにより行

われるものであることを必要とする趣旨であり、その点は、船員と船員以外の労働者と変わることはない。

ただし、船員以外の労働者の場合、所定の就業開始時刻とかけ離れた時刻に会社に行くときには、当該行為は、むしろ業務以外の目的のために行われるものと考えられるので、就業との関連性は認められないとしているところであるが、船員（予備船員を除く。）については、船員労働の特殊性を踏まえ、昭和48年11月22日付け基発第644号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律等の施行について」の別紙「通勤災害の範囲」にかかわらず、所定の就業日に就業の場所へ移動を行っている場合には、当該移動が明らかに他の目的で行われたときを除き、就業との関連性を認めて差し支えない。

また、住居から就業の場所までの距離が遠距離であり、船員（予備船員を除く。）が交通事情のため自宅からホテル等の宿泊施設に移動する場合、業務に就く当日又は前日に行われたとき、逆にホテル等の宿泊施設から自宅に移動する場合、業務に従事した当日又はその翌日に行われたときも、別紙「通勤災害の範囲」にかかわらず、就業との関連性を認めて差し支えない。

5 住居間移動

船員（予備船員を除く。）については、転任の有無にかかわらず、住居から就業の場所までの距離が遠距離であり、交通事情のため自宅からホテル等の宿泊施設に移動することの多い実情を踏まえ、住居から就業の場所までの距離が遠距離であり、交通事情のためホテル等に宿泊する必要がある事情のある場合の船員（予備船員を除く。）についても、昭和48年11月22日付け基発第644号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律等の施行について」の別紙「通勤災害の範囲」にかかわらず、労災則第7条第4号の「その他前3号に類する労働者」に当たる者として取り扱うこと。

したがって、当該事情のあった船員（予備船員を除く。）の自宅からホテル等の宿泊施設まで、ホテル等の宿泊施設から自宅までの住居間移動は、厚生労働省令で定める要件に該当することから、他の要件を満たす場合には、通勤に当たること。

6 その他

- (1) 住居から就業の場所までの距離が遠距離であり、交通事情のためホテル等に宿泊する必要がある事情の場合、自宅から当該ホテル等までの移動が通勤として保護されることは前述のとおりであり、ホテル滞在中の行為は、通勤には当たらない。

なお、改正前の船員保険法においては、当該事情のある場合、当該ホテルも合理的な経路上にあるとし、当該宿泊を日常生活上必要な最小限度の行為としていたが、その場合においても中断中であるので、補償の範囲について差異はない。

- (2) 通勤災害については、上記のとおり、通勤に当たる要件について異なる点が若干あるが、それ以外に療養給付、休業給付、障害給付、遺族給付等について船員を船員以外の労働者と区別して取り扱う必要はなく、同様に取り扱うこと。

第9 特別加入

1 特別加入手続き等

(1) 中小事業主等

ア 申請書の受理

船員についても原則として通常の中事業主等と同様の取扱いとなるが、統合時の特例として、平成21年12月28日付け基発1228第4号「船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いについて」により、平成21年中に特別加入申請書が提出された場合に限り①保険関係が成立していない場合での受理や、②「加入を希望する日が申請日の翌日から15日以上となっているものの受理という特例が設けられていることに留意すること。

イ 加入の承認日

特別加入は、特別加入の申請時に申請者が当該申請の翌日から起算して14日以内の範囲内において加入を希望する日付を記載させた上で、所轄労働局長の承認を受けることにより、その効力が生じる。

なお、統合時の特例として、平成21年12月28日付け基発1228第4号「船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いについて」により平成21年中に特別加入申請書を提出した場合である等の要件を満たしたときには、平成22年1月1日付けで特別加入の承認を行ってよいとされていることに留意すること。

(2) 一人親方等

ア 申請書の受理

船員についても原則として通常の一親方等と同様の取扱いとなるが、中小事業主等と基本的に同様に、平成21年中に特別加入申請書が提出された場合に限り、①当該申請書の受理や、②加入を希望する日が申請日の翌日から15日以上となっているものの受理という特例が設けられていることに留意すること。

イ 承認等の手続

(ア) 加入の承認日

船員についても原則として通常の一親方等と同様の取扱いとなるが、中小事業主等と同様の特例的な取扱いが設けられていること。

(イ) 特別加入団体

船員についても原則として通常の一親方等と同様の取扱いとなるが、制度移行時に限り、特別加入団体の要件について、平成21年12月28日付け基発第1228第4号「船員保険制度の統合に伴う特別加入に関する取扱いについて」により、特例的な取扱いが設けられていることに留意すること。

なお、加入に当たっては、「業務災害の防止に関する措置及び事項の内容を記載した書類」の作成及び提出が免除されるが、これは船員には船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）等により災害防止措置がとられていることを踏まえてのものである。

2 保険給付の事務処理の留意点

(1) 業務遂行性

ア 中小事業主等

中小事業主等の業務遂行性が認められる類型の1つとして、一定の要件を満たす就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内での行動中の場合が掲げられており、日常生活の用に供する施設と事業場の施設とを区分することが困難なものについては、これを包括して事業場施設としてみなすとされていること、航行している船舶の場合は交代制で24時間労働者が勤務していることを踏まえ、昭和40年12月6日付け基発第1591号「特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて」の記の第1の1の(1)にかかわらず、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる間の船員たる中小事業主等の行動は、恣意的行為等積極的な私的行為以外は業務遂行性が認められるものとして取り扱うこと。

なお、下船した場合の業務遂行性の範囲については、船員の場合であると、通常の事業主であると変わらないものであるが、下船後における旅客の乗降のための作業、荷下ろし等の作業や出荷のための作業は、事業のためにする行為に直接附帯する行為に当たること。

イ 一人親方等

船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる間の一人親方等の行動は、恣意的行為等積極的な私的行為以外は業務遂行性が認められるものとして取り扱うこと。

なお、下船後における旅客の乗降のための作業、荷下ろし等の作業又は出荷のための作業は、中小事業主等と同様に事業のためにする行為に直接附帯する行為に当たること。

また、以下の各事業における行為も、業務遂行性があるものとして取り扱うこと。

(ア) 漁業

① 船舶から下船し、水産動植物の採捕をするための行為

② 突発事故(台風、火災等)等による予定外の緊急の出勤途上

また、新設された労災則第46条の17第7号の規定により、特別加入の承認を受けた者については、事業の区分にかかわらず、通勤災害の適用があることから、水産動植物の採捕の事業を営む場合においても、通勤災害の適用があることに留意すること。

なお、船員法の適用のない船舶による水産動植物の採捕の事業を労働者を常態として使用しないで営む者については、用船中であっても業務遂行性があるものとは限らないことから、留意すること。

(イ) 旅客及び貨物業

突発事故(台風、火災等)等による予定外の緊急の出勤途上

なお、タグボートの事業、水先案内人の事業もこの事業に含まれるものとして取り扱うこと。

(ウ) 建設業

① 請負契約に直接必要な行為

② 請負工事現場において、船舶から下船し、請負契約に基づく工事及びこれに直接附帯する行為

③ 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

なお、本建設の事業には、海面の浚渫、沈没物の引き揚げ、潜水によって行われる海底測量等の事業が含まれるものであること

(エ) 上記（ア）～（ウ）以外

突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

なお、本事業には、例えば、旅客船内における小売業や飲食店の事業が当たること。

(2) 通勤災害

中小事業主等である場合のほか、一人親方等であっても、新設された労災則第46条の17第7号として、特別加入の承認を受けた者については、事業の区分にかかわらず、通勤災害の適用があること。

第10 社会復帰促進等事業

1 各事業に共通する留意点

労災保険給付を受給したことを重要な要件としている以下2に掲げる社会復帰促進等事業については、統合日後、労災保険給付を受給し、かつ、各事業の支給要件を具備した者を対象とする。

したがって、①統合日前に受傷し、船員保険から支給を受け、統合日前に治癒した者はもとより、②統合日前に受傷し、船員保険から支給を受け、統合日後に治癒した者、さらには③統合日前に発症の原因があるとして統合日後の発症につき、船員保険から保険給付を受けた者についても、社会復帰促進等事業の対象にはならない。

なお、統合日後に労災保険給付を受給した者であって、労災保険の社会復帰促進等事業の対象にならないものも、船員保険の福祉事業の対象となるものもあることから、次の場合には、協会けんぽ（又は（財）船員保険会）を紹介すること。

ア 統合日前に職務上の災害として船員保険から保険給付されていた者からの社会復帰促進等事業についての相談、照会があった場合

イ 統合日後に受傷した者について、支給申請に対して不支給（一部不支給を含む）の決定を行った場合

2 各事業の留意点

(1) 義肢等補装具費

義肢等補装具費の支給については、「義肢等補装具費支給要綱」（最終改正平成21年9月4日付け基発0904第2号）に基づいて支給の可否を判断すること。

なお、義肢等補装具費支給要綱において、不承認となる場合であっても、船員

保険の福祉事業においては支給される場合があるので、不承認となる場合においても、協会けんぽ（又は（財）船員保険会）を紹介すること。ただし、船員保険において必ず支給されるとの誤解が生じないように留意すること。

(2) 外科後処置

外科後処置については、昭和56年2月6日付け基発第69号「外科後処置実施要綱」（最終改正平成20年3月31日付け基発第0331005号）に基づいて実施すること。

なお、船員保険においては、類似の事業は存在するが、労災保険の方が処置の範囲が広いことから、治ゆの判断をするとき等に処置可能な内容について被災労働者に説明すること。

(3) アフターケア及びアフターケア通院費

アフターケアについては、平成19年4月23日付け基発第0423002号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」（最終改正平成20年3月19日付け基発第0319008号）に基づいて実施すること。また、アフターケア通院費については、平成9年8月26日付け基発第596号「アフターケア通院費支給要綱」（最終改正平成12年9月5日付け基発第560号）に基づいて支給の可否を判断すること。

なお、アフターケア制度に類似の制度が船員保険にないことから、治ゆの判断をするとき等に被災労働者にアフターケア制度について丁寧に説明すること。

(4) 労災就学等援護費

船員以外の労働者と同様に、昭和45年10月27日付け基発第774号別添「労災就学等援護費支給要綱」等に基づいて実施すること。

また、労災就労保育援護費については、昭和54年4月4日付け基発第160号「労災就労保育援護制度の新設等について」等に基づいて実施すること。

なお、就学等援護費については支給要件が労災保険と船員保険では異なることから、労災保険において不支給とされる場合にあっても、船員保険の福祉事業においては支給される場合があるので、下記支給要件の相違を参考に協会けんぽを紹介すること。ただし、船員保険において必ず支給されるとの誤解が生じないように留意すること。

(参考) 労災就学等援護費と船員保険の福祉事業における就学等援護費の相違

ア 就学援護費

労災保険においては給付基礎日額が1万6千円以下の者を支給対象者としているのに対し、船員保険においては標準報酬日額による支給要件を設けていない。

イ 就労保育援護費

労災保険においては給付基礎日額が1万6千円以下の者を支給対象者としているのに対し、船員保険においては遺族年金又は障害年金に係る最終標準報酬月額が34万円以下の者を対象にしている。(最終標準報酬月額とは、被保険者又は被保険者であった者の障害又は死亡の原因となった疾病又は負傷の発した日の属する月の標準報酬月額をいう(船員保険法第2条第7

項)。)

(5) 各種援護金

各種援護金においては、それぞれの支給要綱に基づいて支給の可否を判断すること。

なお、船員保険においては類似の制度がないことから、対象となり得る被災労働者にそれぞれの援護金制度について丁寧に説明すること。

第11 費用徴収

1 猶予措置

船員保険制度にあつては、費用徴収は個々の船員に係る被保険者資格の届出を故意又は重大な過失により、行わなかった期間における災害についてのみ、限定的に行われてきたこと、未加入中の災害に関し、事業主の「重大な過失」について、保険関係成立日以降1年を経過しても、なお、保険関係成立届の提出を行っていないものについて原則、認定していること等を踏まえ、労災保険法第31条第1項の各号に定める費用徴収の実施については、統合日から1年間の猶予措置を設けることとし、その期間中に昭和47年9月30日付け基発第643号「事業主からの費用徴収の規定の取扱いについて」（以下「昭和47年通達」という。）又は平成17年9月22日付け基発第0922001号「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」（以下「平成17年通達」という。）に定める費用徴収すべき事故が発生した場合にあつても、当該通達にかかわらず、費用徴収を差し控えること。

2 事業主に対する説明

上記の猶予措置は、船員保険が適用されていた事業主の円滑な移行に資するために行うものであることから、この1年間に労災保険における費用徴収制度の概要を十分に周知するとともに、当該期間終了後においても、費用徴収に当たる可能性のある事案を把握した場合には、当該事業主に対して丁寧に労災保険における費用徴収制度の概要を説明し、理解を得るよう努めること。

3 未加入中の事故

猶予措置に係る期間の経過後、平成17年通達に基づき、費用徴収を行うこと。

4 滞納中の事故

猶予措置に係る期間の経過後、昭和47年通達に基づき、費用徴収を行うこと。

5 事業主の故意又は重大な過失による事故

猶予措置に係る期間の経過後、昭和47年通達に基づき、費用徴収を行うこと。
なお、以下に示す事項にも留意して、費用徴収を行うこと。

(1) 対象となり得る事故

以下のすべての要件を満たすものが対象となり得る事故であること
ア 日本船籍（マルシップを除く。）の船内で生じた事業主責任災害

イ 日本国内の事業主に雇用された労働者の死亡又は重大災害

(2) 対象となり得る法違反等

(1) のア及びイの要件をすべて満たす事故のうち、船員法及び船員労働安全衛生規則に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合であって、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められ、かつ、当該違反により検察庁に送致されたものが、対象となること。

(3) 国土交通省に対する照会

船員法及び船員労働安全衛生規則を所管する行政機関は、国土交通省の出先機関である地方運輸局であり、労働局を経由して、別途示す通達により当該地方運輸局長あて照会し、その意見を踏まえて処理すること。

なお、6か月を超えても回答がない場合においては、昭和47年通達においては、労働局が決定することとされているが、的確な決定を行うため、当該通達にかかわらず、直ちに督促を行い、その結果を踏まえて決定を行うこと。

当該督促の後、2週間以内に回答がないときには、本省労働基準局労災補償部補償課業務係に協議を行うこと。

6 費用徴収の決定

費用徴収に当たる可能性のある事案を把握した場合には、船員使用の事業以外の事業と同様に速やかに監督署は労働局に報告し、当該報告を受けた労働局は、速やかに費用徴収事案に該当するか否かの決定をすること。

なお、上記5の(1)の事案のうち、以下のいずれかの事案に当たる場合には、本省労働基準局労災補償部補償課業務係に協議を行うこと。

- (1) 日本の領海外において生じた事故に係る事案
- (2) 地方運輸局に督促後2週間を経過しても回答がない事案

7 徴収決定・納入告知・債権管理

徴収決定、納入告知及び債権の管理については、船員使用以外の事業と同様に債権管理事務取扱手引（平成13年3月）等によること。

第12 第三者行為災害に係る事務処理

原則として第三者行為災害事務取扱手引（平成17年2月）によるとともに、以下の点にも留意すること。

1 船員保険の被保険者に係る労災先行の原則等

船員以外の労働者については、請求人の意思を尊重しつつ、自賠先行を指導しているところであるが、船員保険の被保険者については、船員保険の上乗せ給付の要件として労災保険から保険給付を受けることが要件となっていることから、請求人の意思を尊重しつつ、労災先行を強く勧奨すること。

なお、自賠先行を行った場合の保険給付への充当（※）については、当分の間、本省労働基準局労災補償部補償課通勤災害係に協議を行うこと。

（※） 第三者から同一の事由について損害賠償を受けた場合には、その価格の限

度で保険給付を行わないことができる旨の規定は、船員保険法にも存在しており、債務（保険給付の義務）をどの範囲で免れるかは、受領した損害賠償を労災保険と船員保険との間でどのように充当するかによって定まる。

2 対象となる事故等

(1) 対象となる事故

業務災害又は通勤災害が第三者行為災害として成立する要件は、船員使用の事業の場合も労働基準法適用の事業の場合も同一であるが、労災保険法が属地法であることから、日本の主権が及ばない場所における業務災害又は通勤災害（例：海外の寄港地における交通事故や領海外における船舶の衝突による負傷）は、労災保険法第12条の4第1項の規定が適用されないことから、求償を行う必要はないこと（なお、損失の二重填補は、損害賠償の性質上適当ではないことから、第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価格の限度で保険給付を行わないこと。）。

また、FOC船に乗り組んでいる日本国内の事業主に雇用された労働者に係る当該船舶内の災害は、日本の領海内に当該船舶がある場合においても、労災保険法第12条の4第1項の規定が適用されないものとして取り扱うこと。

(2) 事務処理

ア 原則

第三者行為災害事務取扱手引（平成17年2月）によること。

イ 船舶の衝突等の海難の場合の留意点

(ア) 第三者行為災害届に添付する資料

船舶は車両に当たらず、また、船舶の衝突は交通事故ではなく「海難」に当たり「交通事故以外による災害」に該当するので、「念書」、「示談書の謄本」（示談が行われた場合）、「死体検案書又は死亡診断書」（死亡の場合）及び「戸籍謄本」（死亡の場合）を第三者行為災害届に添付させて提出させること（交通事故証明書等は不要である。）。

(イ) 過失割合に関する本省協議

日本の領海内における船舶の衝突等による第三者行為災害に係る過失割合については、本省労働基準局労災補償部補償課通勤災害係に協議の上、決定すること。

この場合、事業主から「航行に関する報告」、海難審判庁の裁決及び和解に係る書面（以下「裁決等の書面」という。）等の写しの提出を必要に応じて求めた上、当該書類の写を添付の上、協議すること（裁決等の書面が事故発生後1年以内に入手できない場合には、本省に直ちに報告の上、その指示を踏まえつつ、必要な調査等を行った上、協議すること。）。

なお、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第33条においては、海難が生じたとき等には原則として海上保安庁長官に通報しなければならないと規定していることから、上記の報告等の写しによっても災害発生状況が不明な場合には、必要に応じて後記Ⅱの第1の2以下の手続きにより資料等

の提供を求めること。

参考：船舶の衝突等があった場合には、船員法第19条の規定により「航行に関する報告」を地方運輸局に提出することが義務づけられている。

3 求償差し控え事案

従前の基準に当たるものはすべて求償差し控え事案とすること。

なお、寄港地において、荷下ろし又は荷の積み込み作業を行う場合において、港湾荷役業者の労働者の加害行為により負傷したときには、「同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害」に当たるものとして取扱うこと。

4 徴収決定・納入告知・債権管理

徴収決定、納入告知及び債権管理については、通常の事業と同様に第三者行為災害事務取扱手引（平成17年2月）及び債権管理事務取扱手引（平成13年3月）によること。

II 労災保険の保険給付の調査及び審査等

第1 調査に当たっての留意事項等

1 調査の目的

労災保険法に定める業務災害又は通勤災害の災害補償事由の有無や第三者行為災害の該当の有無を判断するという通常の調査の目的に加えて、

- ・ 船舶所有者は日本国内の事業であるか否か
 - ・ 被災労働者が日本国内の事業主に雇用されている労働者であるか否か
 - ・ 被災労働者が船員（予備船員）であるか否か
 - ・ 被災労働者が船員法の適用のある船舶に乗り組んでいたか、又は乗り組むことが予定されていたか否か
 - ・ 被災した場所は、日本の主権が及ぶ場所であるか否か
- 等を明らかにするために調査する必要がある。

2 調査手法

(1) 事業主から必要に応じて求める資料

以下の書類を船舶所有者たる事業主から必要に応じて求めること。

ア 労働者たる船員であるか否かを確認するための資料

- ・ 海員名簿
- ・ 労働条件を明示した書面

イ 災害の発生状況を把握する資料

- ・ 航行に関する報告（船員法第19条に定める報告。船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難や船内にある者が死亡し、又は行方不明となったとき等に報告の義務を課されている。）
- ・ 航海日誌

ウ 船員法の適用の有無を把握する資料

- ・ 船舶国籍証書
- ・ 船籍票
- ・ 漁船登録票
- ・ 漁船の従業する区域を証する書類

エ 日本の主権が及ぶ場所であるか否かを確認する資料

- ・ 船舶国籍証書（外国籍の船舶の船内は、基本的に外国として取り扱われる。）

オ 労働時間制を確認する資料

- ・ 就業規則
- ・ 国土交通大臣の指定書

カ 時間外労働時間や休日労働を確認する資料

- ・ 船員法施行規則第45条の船内記録簿
- ・ 時間外労働に関する協定届
- ・ 補償休日の労働に関する協定届

(2) 国土交通省への要請等

原則として事業主、同僚労働者及び関係者からの聴取・報告による調査に基づき、事実認定等を行うものであるが、当該調査では災害補償事由の有無等を明らかにできない場合等に国土交通省への必要な措置の実施の要請や関係行政機関等に対する資料提供等の要請を行うこと。

ア 措置の要請

労災保険法第49条の2において、「厚生労働大臣は、船員法第1条に規定する船員について、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、船員法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる」と定められたところであり、この規定に基づき要請を行うものである。

具体的には、別途示す通達によるが、事業主等に対する調査等では、請求労働者の労働時間等や災害発生状況が不明である事案であって、船舶に乗り組んでいたときの状況の把握が不可欠なものについて、要請を行うこと。

イ 関係行政機関等に対する資料提供等の要請

労災保険法第49条の3において、「厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関又は公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる」と定められたところであり、この規定に基づき資料提供等の協力の要請を行うものである。

なお、以下の対象ごとに、別途示す通達に基づき、関係行政庁に対して資料提供等の要請を行うこと。

(ア) 対象

- ① 日本籍の船舶の船内における事業主責任災害等、前記第11の5の(1)に定める事故に関する調査等の要請
- ② 特殊な船舶に乗り組んでいる被災者のうち、日本国内の事業主に雇用されている者の船員としての雇入契約の公認の有無等の情報提供要請
- ③ 船員手帳を有しない者に係る船員手帳の交付の有無及び交付の時期等の確

認等の要請

- ④ 港のみを航行する船舶の認定に関する調査等の要請
- ⑤ 船舶の総トン数の推定の要請
- ⑥ 船員手帳を有しない者に係る船員保険の被保険者資格の有無及び資格のある期間等に関する調査等の要請

(イ) 要請行政庁等

- ① 地方運輸局に対するもの
上記(ア)の①～⑤
- ② 年金事務所に対するもの
上記(ア)の⑥

(3) その他

労働局は、地方運輸局等関係行政機関との円滑な連携の確保のため、必要に応じて協議等を行うこと

3 請求人等の負担軽減

船員に係る保険給付については、前述のとおり、統合後は労災保険給付に相当するものは労災保険から行われること、船員保険独自の給付又は上乗せ給付については協会けんぽ船員保険部で行われること、さらに統合前に支給事由が生じたものは、協会けんぽ船員保険部から行われることと複雑なものとなっている。

そこで、船員保険の給付を行う協会けんぽ船員保険部、船員保険の資格得喪・適用徴収を行う年金事務所及び労災保険給付等を行う監督署又は労働局は、連携して次のとおり、取り組みを行うことにしているので、懇切丁寧な対応に努めること。

- ① 船員から相談があった場合には、船員保険の上乗せ給付分も含めて保険給付の概要及び提出先等について統一説明用リーフレットを用いて説明する。
- ② 船員保険に係る請求書の提出があった場合には、写しに受付印を押印の上、協会けんぽ船員保険部に簡易書留で回送する。

なお、当該処理を行う請求書については、受付簿に必要な事項を記載の上、請求書の写しを綴っておく。

- ③ 船員から、船員保険に係る請求書の記載方法等について説明を求められた場合には、協会けんぽ作成のリーフレットを手交する。

なお、協会けんぽ船員保険部に提出すべきものが監督署に提出があった場合においても回送すること等から、船員が所属する船舶に係る事業場の所在地を管轄する監督署（以下「所轄監督署」という。）以外の監督署に労災保険給付の請求書が提出された場合においても、所轄監督署に回送すること。

第2 請求書の提出があった場合の審査

船舶に乗り組んでいた際の事故に係る請求や船舶所有者が事業主である場合の請求については、労災保険給付事務取扱手引（平成13年3月改訂）及び本手引Iに示すところにより行うとともに、以下に留意して審査を行うこと。

1 必須記載事項の確認

船員以外の労働者と同様に必須の記載事項が記載されている確認する。

また、請求人は、労災保険を知らないことを前提に、窓口で相談があった場合等においては、請求漏れ等が生じないように、懇切丁寧に説明を行うこと。

この場合、提出先が正しいか否かも含めて確認し、必要な説明を行うこと。

2 回送又は入力の実施

上記Ⅱの第1の3に記載しているとおり、所轄監督署以外の監督署の窓口で請求書等が提出された場合は、正しい所轄監督署を教示し、回送することを説明の上、請求人が持ち帰ることを希望しない限り、所轄監督署に回送すること。

(1) 請求書の労働保険番号が未記入の場合等の取扱い

請求時において、船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号が不明であるとして、請求書の労働保険番号が未記入のまま提出された場合であっても、受け付けること。

(2) 受付日印の押印等

提出のあった請求書には、直ちに受付日印の押印を行うこと。

当該請求書について所轄監督署以外に提出された可能性のある場合には、請求書のシステム入力を行うことなく、所轄監督署が判明したときに所轄監督署において直ちにシステムへの入力を行うこと（入力する受付年月日は、上記の受付日印の年月日とすること。）。

(3) 船舶所有者の有する支店の有無等の確認

請求書の提出のあった場合には、当該請求書を提出した船員又は船舶所有者等関係者から①船舶所有者の住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）（以下「船舶所有者の住所等」という。）、②当該船員が所属している船舶に係る支店等（以下「当該支店」という。）以外の支店の有無、③当該船員が所属している船舶に係る事務を行っている事務所等（以下「当該事務所」という。）の所在地、④当該事務所等の仮住所の申請の有無を確認すること。

(4) 所轄監督署の取扱い

ア 当該支店以外の支店の無い場合

船舶所有者の住所等を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

イ 当該支店以外の支店が有る場合

(ア) 船舶所有者の住所等と当該支店の住所が一致している場合

船舶所有者の住所等を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

(イ) 船舶所有者の住所等と当該支店の住所が一致していない場合

a 当該支店と当該事務所の住所が一致している場合

当該事務所について、仮住所の申請をし、認められている場合には当該事務所の所在地を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

仮住所の申請をしていない場合には、当該支店について、「組織的に1つの単位体をなし、経理、人事、経営（業務）上の指揮監督、作業工程において独立性があるかどうか」について調査を行い、当該要件を満たす場合には、当該支店を管轄する監督署を所轄監督署とし、当該要件を満たさ

ないときには、原則として当該支店の直近上位の事務所等を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

b 当該支店と当該事務所が一致していない場合

当該支店について、「組織的に1つの単位体をなし、経理、人事、経営（業務）上の指揮監督、作業工程において独立性があるかどうか」について調査を行い、当該要件を満たす場合には、当該支店を管轄する監督署を所轄監督署とし、当該要件を満たさないときには、原則として当該事務所の所在地を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

(5) 受付専用労働保険番号での入力等

ア 受付専用労働保険番号での入力

以下（ア）又は（イ）に当たる場合には、次の受付専用労働保険番号を振り出すこととし、下記に掲げる項目を労働保険番号台帳に登録後、請求書のシステムへの入力を行うこと。

- (ア) 請求書に労働保険番号が未記入の場合（適用台帳検索等により船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号が特定でき、(4)のイの(イ)のaの後段及びbの場合に当たらない場合を除く。)
- (イ) 請求書に労働保険番号が記入されているが、(4)のイのaの後段及びbの場合に当たる場合

項番1	登録・変更コード	「1 登録」
項番2	労働保険番号	××-9-××-143000 (局番号) (署番号) 「基幹番号は143000に限定」
項番3	名称-1	「センイン」
項番5	保険関係成立年月日	「平成22年1月1日」
項番7	常時使用労働者数	「1」
項番9	保険関係区分	「711」
項番10	業種	「9006」

イ 支給・不支給決定決議前における受付専用労働保険番号の訂正等の処理

監督署において、上記アにより受付専用労働保険番号を用いて請求書のシステム入力を行った場合には、必ず支給・不支給決定に係る決議を行う前に、次により船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号への訂正等の処理を行うこと。

(ア) 短期給付

「療養（補償）給付たる療養の給付変更決定決議書（兼基本情報登録・修正帳票）（帳票種別34501）の「②労働保険番号」又は「給付別修正帳票（署用）（帳票種別34503）」の「修正する項目の番号」（コード＝201又は301）により、受付専用労働保険番号から船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号に訂正すること。

(イ) 年金・一時金

「登録帳票（帳票種別39560）」の「③実行コード」（取消＝9）により受付専用労働保険番号を含む請求内容の取消を行った上、改めて船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号により請求内容を登録すること。

3 船員法の適用のある船舶に乗り組んでいたこと等の事実の有無等

(1) 被災した者が乗り組んでいた船舶の船員法の適用の有無

被災した者が船員法の適用のある船舶に乗り組んでいなかった場合、予備船員（船員職業安定法第92条に基づきF O C船に派遣船員として乗り組んでいる場合を含む。）でない限り、船員以外の労働者等からの請求と同様の審査を行うこと。

したがって、まずは、乗り組んでいた船舶が船員法の適用のある船舶であるか否かを確認し、外国船籍の場合には、下記（2）により予備船員（船員職業安定法第92条に基づきF O C船に派遣船員として乗り組んでいる場合を含む。）に該当するか確認すること。

船員法の適用のある船舶か否かを確認する場合、ポイントになるのは、以下の事項であることから、事業主からの聴取や船舶国籍証書等によりこれをまず確認すること。

ア 船舶の船籍

イ 船舶の総トン数、用途、航行する範囲、漁船の場合には、漁法、漁を行う範囲

なお、フローチャート（210ページ参照）を参考にすること。

(2) 船員であるか否かの確認等

船員法の適用のある船舶に乗り組んでいた場合であっても、通常当該船舶には乗り組むことがなく、船員に当たらない場合には、（1）と同様に船員以外の労働者等からの請求と同様の審査を行うこと。

また、前記のとおり、船員法の適用のない外国船籍の船舶に乗り組んでいる場合であっても、日本国内の事業に雇用されており、予備船員（船員職業安定法第92条に基づきF O C船に派遣船員として乗り組んでいる場合を含む。）に該当する場合には、労災保険の適用があることが明確であることから、当該要件を満たすか否か以下の手法により確認すること。

なお、以下の手法によっても、予備船員（船員職業安定法第92条に基づきF O C船に派遣船員として乗り組んでいる場合を含む。）に該当するか確認できないものの、日本国内の事業に雇用されている者（外国船籍の船舶に乗り組んでいる際に被災した者に限る。）と認められる者については、本省労働基準局労災補償部補償課業務係まで、協議を行うこと。

ア 請求人に対して船員手帳の提示を求めること

船員は、船員法上船員手帳を「受有しなければならない」ととされていることから、手帳の提示を求め、その写しを徴すること。

イ 請求人が紛失等により船員手帳を有していないと申し立てた場合の取扱い
事業主に海員名簿、雇入契約の届出に係る書面の提出を求めること。

上記の措置を講じても、不明な場合には、以下の方法により確認を行うこと。

請求人が船員保険の被保険者であったと申し立てた場合には、年金事務所に資料の提供等の要請を行うこと。

また、船員保険の被保険者ではないが、船員であったと申し立てた場合は、地方運輸局に資料の提供等の要請を行うこと。

なお、船舶内の事業の場合、小売の事業やサービス業等陸上におけるのと同様の作業態様となるが、その場合には、被災した場所が重要であるので、災害発生場所に留意して審査を行うこと。

4 事業主の所在地の確認等

船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる船員であっても、日本国内の事業に雇用されていない場合にあっては、労災保険の適用はない。

日本船籍の船舶にも外国の事業に雇用された者が乗り組んでいることがあるので、この点について確認する必要がある。

日本国内の事業であるか否かについては、船員保険の事業は、属地法であることから、まず、当該事業に雇用された者が船員保険の被保険者であるか否かを以下により確認すること。

- (1) 請求人から船員保険の被保険者証の提示を求める。
- (2) 請求人が船員保険の被保険者証を所持していない場合には、年金事務所に被保険者であるか資料の提供等の要請を行う。

なお、被災した者が船員保険の被保険者でない場合にあっては、以下により確認すること。

- (1) 請求人が雇用されていたとする事業の法人登記の有無を確認すること。
- (2) 法人登記を行っていない場合には、事業主、関係者からの供述、実地調査等により日本国内に拠点等があることを確認すること。

5 労働者又は承認後の特別加入者であることの確認

被災した者が労働者であるか、労働者でない場合には被災前に承認を受けた特別加入者であるか否かを確認すること。

なお、労働者であるか否かの確認については、上記Ⅱの第1の2の(1)のアを参照すること。

6 業務災害の支給要件を満たすか否かの確認

被災時の災害発生状況等を確認の上、上記Ⅰの第7に示す基準に則して、支給要件を満たすか否か判断すること。

なお、船員について、いわゆる新しい疾病について請求があった場合には、後記8により、本省協議を徹底すること。

7 通勤災害の支給要件を満たすか否かの確認

被災時の災害発生状況等を確認の上、上記Ⅰの第8に示す基準に則して、支給要

件を満たすか否か判断すること。

8 本省協議等の実施

船員について、いわゆる新しい疾病について請求があった場合には、請求書の提出後速やかにその概要を本省労働基準局労災補償部職業病認定対策室に報告をするとともに、必要な調査を行った上、同室に協議を行うこと。

9 支給決定等の実施

上記1～8により、支給要件の具備の有無が明らかになった場合には、速やかに支給又は不支給決定を行うこと。

なお、不支給とした場合には、その不支給決定理由を丁寧に説明するとともに、審査請求の方法について、下記第3により丁寧に説明すること。

第3 審査請求等

1 労災保険給付

(1) 基本的な考え方

船員たる請求人が不服申し立てを希望する場合には、

ア 労災保険給付については、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求を行う必要があることを説明することは当然であるが、これに加えて、

イ 上乗せ給付についても、不服申し立てをすることを希望する場合には、地方厚生局（厚生支局を含む。）に置かれた社会保険審査官に対して、審査請求を行う必要があることを説明すること。

(2) 船員保険法における時効に関する特例等

ア 原処分における特例

船員保険法第152条第1項は、「次の各号に掲げる保険給付と同一の事由により支給される当該各号に定める労働者災害補償保険法の規定による保険給付についてされる同法第38条第1項の審査請求並びに同項及び同条第2項の再審査請求（次項において「労働者災害補償保険法の審査請求等」という。）は、当該各号に掲げる保険給付を受ける権利の時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす」と規定している。

したがって、

- 一 休業手当金 休業補償給付又は休業給付
- 二 障害年金 障害補償年金等、傷病補償年金又は傷病年金
- 三 障害差額一時金 障害補償年金等
- 四 遺族年金 遺族補償年金等
- 五 遺族一時金 遺族補償一時金又は遺族一時金
- 六 遺族年金差額一時金 遺族補償年金等

上記の船員保険の給付は、基本的に労災保険の給付が支給される場合に、支給されることから、同種・同一事由の保険給付について労災保険法の審査請求等を行っているときには、消滅時効が中断し、その中断事由が終了した時から、

新たにその進行を始めるとされたものである。

なお、いわゆる後続請求の取扱いは、異種の請求についても適用のあるものであるが、上記のとおり船員保険法上の特例は、同種・同一事由の保険給付に限り認められるものであることから、船員保険の保険給付の消滅時効が完成することのないよう、それぞれの請求及び審査請求等を確実にを行うよう、説明すること。

イ 社会保険審査官に対する審査請求に係る特例

船員保険法第152条第2項は、「労働者災害補償保険法の審査請求等がされている場合における前項各号に掲げる保険給付に関する社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号）第4条第1項及び第2項の審査請求期間又は同法第32条第1項の再審査請求期間の計算については、当該労働者災害補償保険法の審査請求等があった日から決定若しくは裁決又は取下げの日までの日数は、算入しない」と規定しており、社会保険審査官又は社会保険審査会に対する審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算した一定期間内にしなければならないことになっているわけであるが、審査請求等してから決定若しくは裁決又は取下げの日までの日数は、算入しないという特例が設けられている。

したがって、原処分の場合の消滅時効の中断と異なり、新たにその進行が始まるわけではないので、混同しないようにすること。

Ⅲ 参考資料

第1 管轄等

1 全国健康保険協会（協会けんぽ）

	郵便番号	住所	電話番号
船員保険部	102-8016	千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14F	03-6862-3060

2 年金事務所

都道府県	事務所	郵便番号	住所	電話番号
北海道	函館	040-8555	函館市千代台町26-3	0138-82-8000
	釧路	085-8502	釧路市栄町9-9-2	0154-61-6002
	室蘭	077-8533	留萌市大町3	0143-50-1002
	小樽	047-8666	小樽市富岡1-9-6	0134-65-5004
	北見	090-8585	北見市高砂町2-21	0157-33-6005
	稚内	097-8510	稚内市末広4-1-28	0162-74-1003
	留萌	077-8533	留萌市大町3	0164-43-7211
	苫小牧	053-8588	苫小牧市若草町2-1-14	0144-56-9003
青森	青森	030-8554	青森市中央1-22-8 青森第一生命ビルディング1~3階	017-734-7495
	八戸	031-8567	八戸市城下4-10-20	0178-44-1742

岩手	宮古	027-8503	宮古市太田1-7-12	0193-62-1963
宮城	仙台東	983-8558	仙台市宮城野区宮城野3-4-1	022-257-6121
秋田	秋田	010-8565	秋田市保戸野鉄砲町5-20	018-865-2391
山形	山形	990-9515	山形市あかねヶ丘1-10-1	023-645-5111
	鶴岡	997-8501	鶴岡市錦町21-12	0235-23-5040
福島	平	970-8501	いわき市平字童子町3-21	0246-23-5611
	相馬	976-8510	相馬市中村字桜ヶ丘69	0244-36-5172
茨城	水戸南	310-0817	水戸市柳町2-5-17	029-227-3278
群馬	前橋	371-0033	前橋市国領町2-19-12	027-231-1719
埼玉	浦和	330-8580	さいたま市浦和区北浦和5-5-1	048-831-1638
千葉	千葉	260-8503	千葉市中央区中央港1-17-1	043-242-6320
東京	新宿	169-8601	新宿区大久保2-12-1 4・5階	03-5285-8611
神奈川	横浜中	231-0012	横浜市中区相生町2-28	045-641-7501
新潟	新潟東	950-8552	新潟市中央区新光町1-16	025-283-1013
富山	富山	930-8571	富山市牛島新町7-1	076-441-3936
石川	金沢北	920-0861	金沢市三社町1-43	076-233-2021
福井	福井	910-8506	福井市手寄2-1-34	0776-23-4512
静岡	静岡	422-8668	静岡市駿河区中田2-7-5	054-284-4315
大阪	大手前	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-1-30 船場ダイヤモンドビル 6～8階	06-6271-7301
兵庫	三宮	650-0033	神戸市中央区江戸町93栄光ビル 3・4階	078-332-5793
愛知	熱田	456-8567	名古屋市熱田区伝馬2-3-19	052-671-7263
三重	津	514-8522	津市桜橋3-446-33	059-228-9120
	尾鷲	519-3692	尾鷲市林町2-23	0597-22-2340
京都	舞鶴	624-8555	舞鶴市字南田辺南表町50-8	059-228-9120
奈良	奈良	630-8512	奈良市芝辻町4-9-4	0742-35-1370
和歌山	和歌山西	641-0035	和歌山市関戸2-1-43	073-447-1567
鳥取	鳥取	680-0846	鳥取市扇町176	0857-27-8311
	米子	683-0805	米子市西福原2-1-34	0859-34-6111
島根	松江	690-8511	松江市東朝日町107	0852-23-0321
	浜田	697-0017	浜田市原井町908-26	0855-22-0670
	出雲	693-0021	出雲市塩冶町1516-2	0853-24-0041
岡山	岡山東	703-8533	岡山市国富228	086-270-7925
広島	広島南	734-0007	広島市南区皆実町1-4-35	082-253-7710
山口	山口	753-8651	山口市吉敷下東1-8-8	083-922-5660
徳島	徳島南	770-8054	徳島市山城西4-45	088-652-1511
香川	高松西	760-8553	高松市錦町2-3-3	087-822-2842
愛媛	松山西	790-8512	松山市南江戸3-4-8	089-925-5105
	今治	794-8515	今治市別宮町6-4-5	0898-32-6141
	宇和島	798-8603	宇和島市天神町4-43	0895-22-5440

	新居浜	792-8686	新居浜市庄内町1-9-7	0897-35-1300
高知	高知東	780-8556	高知市棧橋通4-13-3	088-831-4430
福岡	博多	812-8540	福岡市博多区博多駅東3-15-23	092-474-0012
佐賀	佐賀	849-8503	佐賀市八丁畷町1-32	0952-31-4191
長崎	長崎南	850-8533	長崎市金屋町3-1	095-825-8703
	佐世保	857-8571	佐世保市稻荷町2-37	0956-34-1145
熊本	本渡	863-0033	天草市東町2-21	0969-24-2112
大分	大分	870-0997	大分市東津留2-18-15	097-552-1211
宮崎	宮崎	880-8588	宮崎市天満2-4-23	0985-52-2111
	延岡	882-8503	延岡市大貫町1-2978-2	0982-21-5424
鹿児島	鹿児島北	892-8577	鹿児島市住吉町6-8	099-225-5311
沖縄	浦添	901-2121	浦添市内間3-3-25	098-877-0020

3 地方運輸局

名称	郵便	所在地	電話	管轄区域
北海道運輸局 (海事)	047-0007	北海道小樽市港町5番3号 小樽港湾合同庁舎	0134-27-7172	北海道
東北運輸局	983-8537	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8851	青森県、岩手県、 宮城県、福島県、 秋田県、山形県
関東運輸局	231-8433	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2地方合同庁舎	045-211-7230	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県
北陸信越運輸局	950-8537	新潟県新潟市中央区万代二丁目2番1号	025-244-6113	新潟県、長野県、 富山県、石川県
中部運輸局	460-8528	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8002	静岡県、愛知県、 岐阜県、三重県、 福井県
近畿運輸局	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前4丁目 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6423	滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県、 和歌山県
神戸運輸監理部	650-0042	兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎5F・6F	078-321-3141	兵庫県
中国運輸局	730-8544	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館4階	082-228-3434	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県(下関市、 宇部市、長門市、

				山陽小野田市を除く)
四国運輸局	760-0064	香川県高松市朝日新町1番30号高松港湾合同庁舎	087-825-1171	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州運輸局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎新館	092-472-2312	山口県(下関市、宇部市、長門市、山陽小野田市)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局運輸部	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0031	沖縄県

4 管区海上保安部

名称	郵便	所在地	電話	管轄区域
第一管区	047-8560	北海道小樽市港町5-3小樽港湾合同庁舎	0134-27-0118	北海道(北方領土含む)
第二管区	985-8507	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県(沖合い水域は太平洋側のみ担当)
第三管区	231-8818	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
第四管区	455-8528	名古屋市港区入船2-3-12	052-661-1611	岐阜県、愛知県、三重県
第五管区	650-8551	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551	滋賀県、京都府(南丹市以南)、大阪府、兵庫県(瀬戸内海側)、奈良県、和歌山県、徳島県、高知県

第六管区	734-8560	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111	岡山県、広島県 山口県（瀬戸内海側）、香川県、愛媛県
第七管区	801-8507	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931	山口県（日本海側）、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県（水域上は熊本県の有明海も担当）
第八管区	624-8686	京都府舞鶴市字下福井901舞鶴合同庁舎	0773-76-4100	京都府（京丹波町以北）、福井県、兵庫県（日本海側）、鳥取県、島根県（竹島含む）
第九管区	950-8543	新潟市中央区万代2-2-1	025-245-0118	新潟県、富山県、石川県、長野県（沖合い水域は東北地方の日本海側も担当）
第十管区	890-8510	鹿児島県鹿児島市東郡元4-1	099-250-9800	熊本県（水域上は有明海を除く）、宮崎県、鹿児島県
第十一管区	900-854	沖縄県那覇市港町2-1-1	098-867-0118	沖縄県（尖閣諸島含む）

第2 法令の規定等

1 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

（適用事業の範囲）

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、国の直営事業及び官公署の事業（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業を除く。）については、この法律は、適用しない。

（業務災害に関する保険給付の種類等）

第12条の8 第7条第1項第1号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一～七（略）

2 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法

第75条から第77条まで、第79条及び第80条に規定する災害補償の事由又は船員法（昭和22年法律第100号）第89条第1項、第91条第1項、第92条本文、第93条及び第94条に規定する災害補償の事由（同法第91条第1項にあっては、労働基準法第76条第1項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限る。）が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

第49条の2 厚生労働大臣は、船員法第1条に規定する船員について、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、船員法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、国土交通大臣は厚生労働大臣に資料の提供を求めることができる。

第49条の3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関又は公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。

2 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則（抄）

（船員保険の職務上の事由による保険給付に関する経過措置）

第39条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に発生した事故に起因する職務上の事由若しくは通勤による負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明及び同日前にその発生が確定した疾病又は当該疾病による死亡に関する平成22年改正前船員保険法の規定による保険給付（平成22年改正前船員保険法第57条の2第3項に規定する事業として厚生労働省令で定めるところにより支給する支給金を含み、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第87条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる給付を除く。）については、給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、協会が当該給付を支給する。

（船員保険の給付に要する費用等の交付に関する経過措置）

第40条 労働者災害補償保険の管掌者たる政府は、前条の規定により協会が支給するものとされた平成22年改正前船員保険法の規定による保険給付に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、当該給付に要する費用及び当該保険給付事業の事務の執行に要する費用（政令で定める費用を除く。）に相当する額を交付する。

2 前項に規定する政令で定める費用は、平成22年改正後船員保険法第122条第2項第1号に規定する保険給付に要する費用及び同項第4号に規定する事務の執行に要する費用とみなして、同項の規定を適用する。

第41条 附則第137条の規定による改正後の特別会計に関する法律第99条第1項の規定によるほか、前条第1項の規定による協会への交付金は、当分の間、労働保険特別会計の労災勘定の歳出とする。

3 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の

保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和47年政令第47号）（抄）

（労災保険暫定任意適用事業）

第17条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第

12条第1項の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業、法人である事業主の事業、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第1号に規定する業務災害の発生のおそれが多いものとして厚生労働大臣が定める事業を除く。）のうち、常時5人以上の労働者を使用する事業以外の事業とする。

一～二 （略）

3 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第296号）（抄）

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第19条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和47年政令第47号）の一部を次のように改正する。

第17条中「事業及び」を「事業、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業及び」に改める。

4 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成21年厚生労働省令第168号）

① 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）（抄）

ア 給付基礎日額

（給付基礎日額の特例）

第9条 法第8条第2項の規定による給付基礎日額の算定は、所轄労働基準監督署長が、次の各号に定めるところによって行う。

一 労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条第1項及び第2項に規定する期間中に業務外の事由による負傷又は疾病の療養のために休業した労働者の同条の平均賃金（以下「平均賃金」という。）に相当する額が、当該休業した期間を同条第3項第1号に規定する期間とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、その算定することとした場合における平均賃金に相当する額とする。

二 じん肺にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者の平均賃金に相当する額が、じん肺にかかったため粉じん作業以外の作業に常時従事することとなった日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、その算定することとした場合における平均賃金に相当する額とする。

三 1年を通じて船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員として船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者）に使用される者の賃金について、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類等により変動がある賃金が定められる場合には、基本となるべき固定給に係る平均賃金に相当する額と変動がある賃金に係る平均賃金に相当する額とを基準とし、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額とする。

四 前3号に定めるほか、平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でない認められる場合には、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額とする。

五 平均賃金に相当する額又は前各号に定めるところによって算定された額（以下この号において「平均賃金相当額」という。）が4180円（当該額が次項及び第3項の規定により変更されたときは、当該変更された額。以下「自動変更対象額」という。）に満たない場合には、自動変更対象額とする。ただし、次のイからニまでに掲げる場合には、それぞれイからニまでに定める額とする。

イ～ニ（略）

2～4（略）

イ 特別加入

第46条の17 法第33条第3号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。

- 一 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業
- 二 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- 三 漁船による水産動植物の採捕の事業（七に掲げる事業を除く。）
- 四 林業の事業
- 五 医薬品の配置販売の事業
- 六 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業
- 七 船員法第一条に規定する船員が行う事業

第46条の23 法第35条第1項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書2通を当該申請をする団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することによって行わなければならない。

- 一 団体の名称及び主たる事務所の所在地

- 二 団体の代表者の氏名
 - 三 団体の構成員が行なう事業の種類又は団体の構成員が従事する作業の種類
 - 四 法第33条第3号に掲げる者の団体にあつては、同号に掲げる者及びその者に係る同条第4号に掲げる者の氏名、これらの者が従事する業務の内容並びに同条第4号に掲げる者の同条第3号に掲げる者との関係
 - 五 法第33条第5号に掲げる者の団体にあつては、同号に掲げる者の氏名及びその者が従事する作業の内容
- 2 法第35条第1項の申請をしようとする団体（第46条の17第7号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の団体及び第46条の18第3号に掲げる作業に従事する者の団体を除く。）は、あらかじめ、法第33条第3号から第5号までに掲げる者の業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならない。
- 3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第46条の17第7号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の団体及び第46条の18第3号に掲げる作業に従事する者の団体にあつては、第2号の書類の提出を必要としない。
- 一 定款、規約等団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類
 - 二 前項の規定により当該団体が定める業務災害の防止に関する措置及び事項の内容を記載した書類
- 4～6（略）

5 船員法（昭和22年法律第100号）（抄）

第1章 総則

（船員）

- 第1条 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。
- 2 前項に規定する船舶には、次の船舶を含まない。
- 一 総トン数5トン未満の船舶
 - 二 湖、川又は港のみを航行する船舶
 - 三 政令の定める総トン数30トン未満の漁船
 - 四 前3号に掲げるもののほか、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第4項に規定する小型船舶であつて、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの
- 3 前項第2号の港の区域は、港則法（昭和23年法律第174号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、国土交通大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。
- 第2条 この法律で海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償

として給料その他の報酬を支払われる者をいう。

2 この法律で予備船員とは、前条第1項に規定する船舶に乗り組むため雇ようされている者で船内で使用されていないものをいう。

(船舶所有者に関する規定の適用)

第3条 この法律で、職員とは、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及び国土交通省令の定めるその他の海員をいい、部員とは、職員以外の海員をいう。

(給料及び労働時間)

第4条 この法律で、給料とは、船舶所有者が船員に対し一定の金額により定期に支払う報酬のうち基本となるべき固定給をいい、労働時間とは、上長の職務上の命令に基き航海当直その他の作業に従事する時間をいう。

(船舶所有者に関する規定の適用)

第5条 この法律及びこの法律に基いて発する命令のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には、船舶管理人に、船舶貸借の場合には、船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合には、その者にこれを適用する。

(労働基準法の適用)

第6条 労働基準法(昭和22年法律第49号)第1条から第11条まで、第116条第2項、第117条から第119条まで及び第121条の規定は、船員の労働関係についても適用があるものとする。

第2章 船長の職務及び権限

(指揮命令権)

第7条 船長は、海員を指揮監督し、且つ、船内にある者に対して自己の職務を行うのに必要な命令をすることができる。

(発航前の検査)

第8条 船長は、国土交通省令の定めるところにより、発航前に船舶が航海に支障ないかどうかその他航海に必要な準備が整っているかいないかを検査しなければならない。

(航海の成就)

第9条 船長は、航海の準備が終ったときは、遅滞なく発航し、且つ、必要がある場合を除いて、予定の航路を変更しないで到達港まで航行しなければならない。

(甲板上の指揮)

第10条 船長は、船舶が港を出入するとき、船舶が狭い水路を通過するときその他船舶に危険の虞があるときは、甲板にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

(在船義務)

第11条 船長は、やむを得ない場合を除いて、自己に代わつて船舶を指揮すべき者にその職務を委任した後でなければ、荷物の船積及び旅客の乗込の時から荷物の陸揚及び旅客の上陸の時まで、自己の指揮する船舶を去つてはならない。

(船舶に危険がある場合における処置)

第12条 船長は、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、人命の救助並びに船舶及び積荷の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

(船舶が衝突した場合における処置)

第13条 船長は、船舶が衝突したときは、互に人命及び船舶の救助に必要な手段を尽し、且つ船舶の名称、所有者、船籍港、発航港及び到達港を告げなければならない。但し、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、この限りでない。

(遭難船舶等の救助)

第14条 船長は、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、人命の救助に必要な手段を尽さなければならない。但し、自己の指揮する船舶に急迫した危険がある場合及び国土交通省令の定める場合は、この限りでない。

(異常気象等)

第14条の2 国土交通省令の定める船舶の船長は、暴風雨、流氷その他の異常な気象、海象若しくは地象又は漂流物若しくは沈没物であつて、船舶の航行に危険を及ぼすおそれのあるものに遭遇したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を附近にある船舶及び海上保安機関その他の関係機関に通報しなければならない。

(非常配置表及び操練)

第14条の3 国土交通省令の定める船舶の船長は、第12条乃至第14条に規定する場合その他非常の場合における海員の作業に関し、国土交通省令の定めるところにより、非常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示して置かなければならない。

2 国土交通省令の定める船舶の船長は、国土交通省令の定めるところにより、海員及び旅客について、防火操練、救命艇操練その他非常の場合のために必要な操練を実施しなければならない。

(航海の安全の確保)

第14条の4 第8条から前条までに規定するもののほか、航海当直の実施、船舶の火災の予防、水密の保持その他航海の安全に関し船長の遵守すべき事項は、国土交通省令でこれを定める。

(水葬)

第15条 船長は、船舶の航行中船内にある者が死亡したときは、国土交通省令の定めるところにより、これを水葬に付することができる。

(遺留品の処置)

第16条 船長は、船内にある者が死亡し、又は行方不明となつたときは、法令に特別の定がある場合を除いて、船内にある遺留品について、国土交通省令の定めるところにより、保管その他の必要な処置をしなければならない。

(在外国民の送還)

第17条 船長は、外国に駐在する日本の領事官が、法令の定めるところにより、日本国民の送還を命じたときは、正当の事由がなければ、これを拒むことがで

きない。

(書類の備置)

第18条 船長は、国土交通省令の定める場合を除いて、次の書類を船内に備え置かなければならない。

- 一 船舶国籍証書又は国土交通省令の定める証書
- 二 海員名簿
- 三 航海日誌
- 四 旅客名簿
- 五 積荷に関する書類
- 六 海上運送法（昭和24年法律第187号）第26条第3項に規定する証明書

2 海員名簿、航海日誌及び旅客名簿に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(航行に関する報告)

第19条 船長は、左の各号の一に該当する場合には、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

- 一 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。
- 二 人命又は船舶の救助に従事したとき。
- 三 無線電信によって知ったときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知ったとき。
- 四 船内にある者が死亡し、又は行方不明となったとき。
- 五 予定の航路を変更したとき。
- 六 船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に関し著しい事故があったとき。

(船長の職務の代行)

第20条 船長が死亡したとき、船舶を去ったとき、又はこれを指揮することができない場合において他人を選任しないときは、運航に従事する海員は、その職掌の順位に従って船長の職務を行う。

第3章 紀律

(船内秩序)

第21条 海員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 上長の職務上の命令に従うこと。
- 二 職務を怠り、又は他の乗組員の職務を妨げないこと。
- 三 船長の指定する時までには船舶に乗り込むこと。
- 四 船長の許可なく船舶を去らないこと。
- 五 船長の許可なく救命艇その他の重要な属具を使用しないこと。
- 六 船内の食料又は淡水を濫費しないこと。
- 七 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙し

ないこと。

八 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から持ち出さないこと。

九 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと。

十 その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと。

(懲戒)

第22条 船長は、海員が前条の事項を守らないときは、これを懲戒することができる。

第23条 懲戒は、上陸禁止及び戒告の2種とし、上陸禁止の期間は、初日を含めて10日以内とし、その期間には、停泊日数のみを算入する。

第24条 船長は、海員を懲戒しようとするときは、3人以上の海員を立ち合わせて本人及び関係人を取り調べた上、立会人の意見を聴かなければならない。

(危険に対する処置)

第25条 船長は、海員が凶器、爆発又は発火しやすい物、劇薬その他の危険物を所持するときは、その物につき保管、放棄その他の処置をすることができる。

第26条 船長は、船内にある者の生命若しくは身体又は船舶に危害を及ぼすような行為をしようとする海員に対し、その危害を避けるのに必要な処置をすることができる。

第27条 船長は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に対しても、前2条に規定する処置をすることができる。

(強制下船)

第28条 船長は、雇入契約の終了の届出をした後当該届出に係る海員が船舶を去らないときは、その海員を強制して船舶から去らせることができる。

(行政庁に対する援助の請求)

第29条 船長は、海員その他船内にある者の行為が人命又は船舶に危害を及ぼしその他船内の秩序を著しくみだす場合において、必要があると認めるときは、行政庁に援助を請求することができる。

(争議行為の制限)

第30条 労働関係に関する争議行為は、船舶が外国の港にあるとき、又はその争議行為に因り人命若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、これをしてはならない。

第4章 雇入契約等

(この法律に違反する契約)

第31条 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約（予備船員については、雇用契約。以下第34条まで、第58条、第84条及び第100条において同じ。）は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、この法律で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

(労働条件等の明示)